

# 協議項目第16号

使用料、手数料の取扱いについて（附属資料）

上 島 合 併 協 議 会  
第 7 回

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																																																
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																																																		
開発総合センター 施設使用料	<p>弓削開発総合センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>8時30分から 17時まで</th> <th>17時から 22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示ホール</td> <td>1時間につき 円 380</td> <td>円 480</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1時間につき 380</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>産業研修室</td> <td>1時間につき 380</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td>1時間につき 380</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>老人室</td> <td>1時間につき 380</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき 380</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間につき 480</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>1時間につき 1,580</td> <td>2,370</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競技室</td> <td>全面</td> <td>1時間につき 380</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1/2面</td> <td>1時間につき 260</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>結婚式場 1式 1回につき</td> <td colspan="2">1,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は各所定料金の5割増とする。 2 町外者の使用について各所定料金の3倍の額を徴収する。 3 冠婚葬祭又は宴会等に使用する場合は、上記使用料のほかに5時間につき5,250円を徴収する(5時間を超え1時間増すごとに1,050円を加算する)。</p>	区分	使用料		昼間	夜間	8時30分から 17時まで	17時から 22時まで	展示ホール	1時間につき 円 380	円 480	談話室	1時間につき 380	480	産業研修室	1時間につき 380	480	娯楽室	1時間につき 380	480	老人室	1時間につき 380	480	会議室	1時間につき 380	480	調理室	1時間につき 480	480	大集会室	1時間につき 1,580	2,370	競技室	全面	1時間につき 380	480	1/2面	1時間につき 260	320	備品	結婚式場 1式 1回につき	1,050		<p>生名島開発総合センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">階</th> <th colspan="2">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民相談室</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理人室</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保養室(和)</td> <td>1</td> <td></td> <td>1,050</td> <td>1,580</td> </tr> <tr> <td>相談室(老人)</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郷土資料室</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室(和)</td> <td>2</td> <td>(20畳使用)</td> <td>1,050</td> <td>1,580</td> </tr> <tr> <td>娯楽室(和)</td> <td>2</td> <td>(10畳使用)</td> <td>740</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>研修室(トレーニング)</td> <td>2</td> <td></td> <td>1,050</td> <td>1,580</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>2</td> <td></td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>2</td> <td></td> <td>1,050</td> <td>1,580</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>2</td> <td></td> <td>1,580</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>3</td> <td></td> <td>5,250</td> <td>7,350</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。 2 追加使用料は、超過時間1時間毎に基本料金の1時間当たりの額を加算した額 3 冷暖房を使用した場合は、各々4割を加算 4 夜間使用料は、午後6時からとする。 5 村外使用者の場合は、2倍とする。 6 公益(施設利用者の利便)上の観点から自動販売機を設置する場合は、1基当たり月額1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。</p>	種別	区分	階	基本使用料		昼間	夜間	円	円	事務室	1				住民相談室	1				管理人室	1				浴室	1				保養室(和)	1		1,050	1,580	相談室(老人)	1				郷土資料室	1				研修室(和)	2	(20畳使用)	1,050	1,580	娯楽室(和)	2	(10畳使用)	740	1,050	研修室(トレーニング)	2		1,050	1,580	大会議室	2		2,100	3,150	図書室	2		1,050	1,580	小会議室	2		1,580	2,100	大ホール	3		5,250	7,350	<p>岩城島開発総合センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的大ホール</td> <td>使用2時間につき 円 1,800</td> </tr> <tr> <td>ステージ (控室・放送室を含む。)</td> <td>使用2時間につき 600</td> </tr> <tr> <td>健康管理 コーナー</td> <td>使用2時間につき 600</td> </tr> <tr> <td>産業研修室</td> <td>使用2時間につき 1,200</td> </tr> <tr> <td>ふれあいの間</td> <td>使用2時間につき 600</td> </tr> <tr> <td>文化活動室 (洋室)</td> <td>使用2時間につき 600</td> </tr> <tr> <td>文化活動室 (好日庵)</td> <td>使用2時間につき 600</td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備</td> <td>各基本料金の50%加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料又は会費を徴収するものについては、各基本使用料の5割増とする。 2 ガス使用の場合は、2時間につき200円を徴収する。 3 宴会に使用する場合は、ガス使用を含み2時間につき4,700円(1時間増すごとに2,400円追加)とする。 4 備品、器具を持ち出す場合は、2,000円以内で村長が定める金額を徴収する。 5 村外者については、各基本使用料の5割増とする。 6 使用料を免除された場合にも、冷暖房使用料を徴収する場合がある。</p>	施設名	基本使用料	多目的大ホール	使用2時間につき 円 1,800	ステージ (控室・放送室を含む。)	使用2時間につき 600	健康管理 コーナー	使用2時間につき 600	産業研修室	使用2時間につき 1,200	ふれあいの間	使用2時間につき 600	文化活動室 (洋室)	使用2時間につき 600	文化活動室 (好日庵)	使用2時間につき 600	冷暖房設備	各基本料金の50%加算	<p>魚島村開発センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～ 17時まで</th> <th>17時～ 22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間につき 円 1,050</td> <td>円 480</td> </tr> <tr> <td>住民相談室</td> <td>1時間につき 210</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>青壮年会議室</td> <td>1時間につき 210</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>老人婦人 会議室</td> <td>1時間につき 210</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>共同調理室</td> <td>1時間につき 530</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>浴槽</td> <td>1時間につき 320</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>五階大ホール</td> <td>1時間につき 320</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>六階 クローカー場</td> <td>1時間につき 1,050</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">備品</td> <td>室内 拡声器 1式 1回につき</td> <td colspan="2">420</td> </tr> <tr> <td>カラオケ 装置 1式 1回につき</td> <td colspan="2">530</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は、所定料金の5割増とする。 2 村外者の使用については、所定料金の3倍とする。</p>	区分	使用料		昼間	夜間	8時30分～ 17時まで	17時～ 22時まで	大会議室	1時間につき 円 1,050	円 480	住民相談室	1時間につき 210	480	青壮年会議室	1時間につき 210	480	老人婦人 会議室	1時間につき 210	480	共同調理室	1時間につき 530	480	浴槽	1時間につき 320	470	五階大ホール	1時間につき 320	480	六階 クローカー場	1時間につき 1,050	480	備品	室内 拡声器 1式 1回につき	420		カラオケ 装置 1式 1回につき	530		<p>現行のとおりとする。</p>
区分	使用料																																																																																																																																																																																					
	昼間		夜間																																																																																																																																																																																			
	8時30分から 17時まで	17時から 22時まで																																																																																																																																																																																				
展示ホール	1時間につき 円 380	円 480																																																																																																																																																																																				
談話室	1時間につき 380	480																																																																																																																																																																																				
産業研修室	1時間につき 380	480																																																																																																																																																																																				
娯楽室	1時間につき 380	480																																																																																																																																																																																				
老人室	1時間につき 380	480																																																																																																																																																																																				
会議室	1時間につき 380	480																																																																																																																																																																																				
調理室	1時間につき 480	480																																																																																																																																																																																				
大集会室	1時間につき 1,580	2,370																																																																																																																																																																																				
競技室	全面	1時間につき 380	480																																																																																																																																																																																			
	1/2面	1時間につき 260	320																																																																																																																																																																																			
備品	結婚式場 1式 1回につき	1,050																																																																																																																																																																																				
種別	区分	階	基本使用料																																																																																																																																																																																			
			昼間	夜間																																																																																																																																																																																		
			円	円																																																																																																																																																																																		
事務室	1																																																																																																																																																																																					
住民相談室	1																																																																																																																																																																																					
管理人室	1																																																																																																																																																																																					
浴室	1																																																																																																																																																																																					
保養室(和)	1		1,050	1,580																																																																																																																																																																																		
相談室(老人)	1																																																																																																																																																																																					
郷土資料室	1																																																																																																																																																																																					
研修室(和)	2	(20畳使用)	1,050	1,580																																																																																																																																																																																		
娯楽室(和)	2	(10畳使用)	740	1,050																																																																																																																																																																																		
研修室(トレーニング)	2		1,050	1,580																																																																																																																																																																																		
大会議室	2		2,100	3,150																																																																																																																																																																																		
図書室	2		1,050	1,580																																																																																																																																																																																		
小会議室	2		1,580	2,100																																																																																																																																																																																		
大ホール	3		5,250	7,350																																																																																																																																																																																		
施設名	基本使用料																																																																																																																																																																																					
多目的大ホール	使用2時間につき 円 1,800																																																																																																																																																																																					
ステージ (控室・放送室を含む。)	使用2時間につき 600																																																																																																																																																																																					
健康管理 コーナー	使用2時間につき 600																																																																																																																																																																																					
産業研修室	使用2時間につき 1,200																																																																																																																																																																																					
ふれあいの間	使用2時間につき 600																																																																																																																																																																																					
文化活動室 (洋室)	使用2時間につき 600																																																																																																																																																																																					
文化活動室 (好日庵)	使用2時間につき 600																																																																																																																																																																																					
冷暖房設備	各基本料金の50%加算																																																																																																																																																																																					
区分	使用料																																																																																																																																																																																					
	昼間	夜間																																																																																																																																																																																				
	8時30分～ 17時まで	17時～ 22時まで																																																																																																																																																																																				
大会議室	1時間につき 円 1,050	円 480																																																																																																																																																																																				
住民相談室	1時間につき 210	480																																																																																																																																																																																				
青壮年会議室	1時間につき 210	480																																																																																																																																																																																				
老人婦人 会議室	1時間につき 210	480																																																																																																																																																																																				
共同調理室	1時間につき 530	480																																																																																																																																																																																				
浴槽	1時間につき 320	470																																																																																																																																																																																				
五階大ホール	1時間につき 320	480																																																																																																																																																																																				
六階 クローカー場	1時間につき 1,050	480																																																																																																																																																																																				
備品	室内 拡声器 1式 1回につき	420																																																																																																																																																																																				
	カラオケ 装置 1式 1回につき	530																																																																																																																																																																																				

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																																									
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																																											
公民館使用料	<p>弓削町中央公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室 1時間につき</td> <td>円 1,580</td> </tr> <tr> <td>調理室 1時間につき</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>娯楽室 1時間につき</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>会議室 1時間につき</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室 1時間につき</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>展示室 1時間につき</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>会議室 1時間につき</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時30分から17時まで</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>大ホール 1時間につき</td> <td>1,260</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料又は会費を徴収するものについては、各所定料金の5割増とする。                  2 調理室にて料理実習をする場合におけるガス使用については、実費を徴収する。                  3 備品、器具等を使用する場合は、530円以内で教育委員会が定める額を加算することができる。                  4 冠婚葬祭又は宴会等に使用する場合は、上記使用料のほかに5時間につき5,250円を徴収する(5時間を超え1時間増すごとに1,050円を加算する。)                  5 冷暖房を使用した場合は、各所定料金の5割増とする。                  6 町外者の使用については、各所定料金の3倍の額を徴収する。</p>	区分	使用料	大会議室 1時間につき	円 1,580	調理室 1時間につき	480	娯楽室 1時間につき	480	会議室 1時間につき	480	栄養指導室 1時間につき	480	展示室 1時間につき	480	会議室 1時間につき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時30分から17時まで</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>	時間	使用料	8時30分から17時まで	380	17時から22時まで	480	大ホール 1時間につき	1,260	<p>生名公民館施設、設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8.30-12.00</th> <th>8.30-17.00</th> <th>17.00-22.00</th> <th>8.30-22.00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>円 530</td> <td>円 1,580</td> <td>円 1,050</td> <td>円 2,100</td> </tr> <tr> <td>婦人学級室</td> <td>320</td> <td>950</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>420</td> <td>1,260</td> <td>840</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td>320</td> <td>950</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>青年学級室</td> <td>320</td> <td>950</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>320</td> <td>950</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>320</td> <td>950</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>320</td> <td>950</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>映写設備 1回</td> <td>530</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>530</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>結婚式 2時間</td> <td>5,250</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料又は会費を徴収するものについては、所定料金の10割増とする。                  2 ガス使用については、実費を徴収する。                  3 備品、器具等を使用する場合は、5,000円以内で館長が定める額を加算することができる。                  4 公益(施設利用者の利便)上の観点から自動販売機を設置する場合は、1基当たり月額1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。</p>	区分	8.30-12.00	8.30-17.00	17.00-22.00	8.30-22.00	大会議室	円 530	円 1,580	円 1,050	円 2,100	婦人学級室	320	950	630	1,260	講義室	420	1,260	840	1,680	娯楽室	320	950	630	1,260	青年学級室	320	950	630	1,260	相談室	320	950	630	1,260	小会議室	320	950	630	1,260	小会議室	320	950	630	1,260	映写設備 1回	530				拡声装置	530				結婚式 2時間	5,250				<p>岩城村中央公民館施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>時間</th> <th>Am8:30-12:00</th> <th>Am12:00-5:00</th> <th>Pm5:00-10:00</th> <th>Am8:30-10:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3階会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>円 510</td> <td>円 1,030</td> <td>円 1,030</td> <td>円 2,060</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間につき</td> <td>300</td> <td>610</td> <td>610</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>3階和室</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> <td>410</td> <td>410</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>3階小会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> <td>410</td> <td>410</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>2階和室</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> <td>410</td> <td>410</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>映写設備</td> <td>1回につき</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>結婚式</td> <td>2時間につき</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,030</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料又は会費を徴収するものについては、各所定料金の5割増とする。                  2 ガス使用の場合は、2時間につき200円を徴収する。                  3 備品器具等を使用する場合は、2,000円以内で教育委員会が定める額を徴収する。</p>	室名	時間	Am8:30-12:00	Am12:00-5:00	Pm5:00-10:00	Am8:30-10:00	3階会議室	1時間につき	円 510	円 1,030	円 1,030	円 2,060	調理室	1時間につき	300	610	610	1,030	3階和室	1時間につき	200	410	410	820	3階小会議室	1時間につき	200	410	410	820	2階和室	1時間につき	200	410	410	820	映写設備	1回につき				510	結婚式	2時間につき				1,030	<p>魚島村中央公民館施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間 8時30分-17時まで</th> <th>夜間 17時-22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室 1時間につき</td> <td>円 1,050</td> <td>円 480</td> </tr> <tr> <td>住民相談室 1時間につき</td> <td>210</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>青壮年会議室 1時間につき</td> <td>210</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>老人婦人会議室 1時間につき</td> <td>210</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>共同調理室 1時間につき</td> <td>530</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>浴槽 1時間につき</td> <td>320</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>五階大ホール 1時間につき</td> <td>320</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>六階クローカー場 1時間につき</td> <td>1,050</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室内拡声器 1式 1回につき</td> <td></td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>カラオケ装置 1式 1回につき</td> <td></td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は、所定料金の5割増とする。                  2 村外者の使用については、所定料金の3倍とする。                  魚島村開発センターを公民館として使用</p> <p>高井神公民館施設使用料                  高井神公民館については、使用料徴収規定なし</p>	区分	使用料		昼間 8時30分-17時まで	夜間 17時-22時まで	大会議室 1時間につき	円 1,050	円 480	住民相談室 1時間につき	210	480	青壮年会議室 1時間につき	210	480	老人婦人会議室 1時間につき	210	480	共同調理室 1時間につき	530	480	浴槽 1時間につき	320	470	五階大ホール 1時間につき	320	480	六階クローカー場 1時間につき	1,050	480	備品			室内拡声器 1式 1回につき		420	カラオケ装置 1式 1回につき		530	<p>現行のとおりとする。</p>
区分	使用料																																																																																																																																																																														
大会議室 1時間につき	円 1,580																																																																																																																																																																														
調理室 1時間につき	480																																																																																																																																																																														
娯楽室 1時間につき	480																																																																																																																																																																														
会議室 1時間につき	480																																																																																																																																																																														
栄養指導室 1時間につき	480																																																																																																																																																																														
展示室 1時間につき	480																																																																																																																																																																														
会議室 1時間につき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時30分から17時まで</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>17時から22時まで</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>	時間	使用料	8時30分から17時まで	380	17時から22時まで	480																																																																																																																																																																								
時間	使用料																																																																																																																																																																														
8時30分から17時まで	380																																																																																																																																																																														
17時から22時まで	480																																																																																																																																																																														
大ホール 1時間につき	1,260																																																																																																																																																																														
区分	8.30-12.00	8.30-17.00	17.00-22.00	8.30-22.00																																																																																																																																																																											
大会議室	円 530	円 1,580	円 1,050	円 2,100																																																																																																																																																																											
婦人学級室	320	950	630	1,260																																																																																																																																																																											
講義室	420	1,260	840	1,680																																																																																																																																																																											
娯楽室	320	950	630	1,260																																																																																																																																																																											
青年学級室	320	950	630	1,260																																																																																																																																																																											
相談室	320	950	630	1,260																																																																																																																																																																											
小会議室	320	950	630	1,260																																																																																																																																																																											
小会議室	320	950	630	1,260																																																																																																																																																																											
映写設備 1回	530																																																																																																																																																																														
拡声装置	530																																																																																																																																																																														
結婚式 2時間	5,250																																																																																																																																																																														
室名	時間	Am8:30-12:00	Am12:00-5:00	Pm5:00-10:00	Am8:30-10:00																																																																																																																																																																										
3階会議室	1時間につき	円 510	円 1,030	円 1,030	円 2,060																																																																																																																																																																										
調理室	1時間につき	300	610	610	1,030																																																																																																																																																																										
3階和室	1時間につき	200	410	410	820																																																																																																																																																																										
3階小会議室	1時間につき	200	410	410	820																																																																																																																																																																										
2階和室	1時間につき	200	410	410	820																																																																																																																																																																										
映写設備	1回につき				510																																																																																																																																																																										
結婚式	2時間につき				1,030																																																																																																																																																																										
区分	使用料																																																																																																																																																																														
	昼間 8時30分-17時まで	夜間 17時-22時まで																																																																																																																																																																													
大会議室 1時間につき	円 1,050	円 480																																																																																																																																																																													
住民相談室 1時間につき	210	480																																																																																																																																																																													
青壮年会議室 1時間につき	210	480																																																																																																																																																																													
老人婦人会議室 1時間につき	210	480																																																																																																																																																																													
共同調理室 1時間につき	530	480																																																																																																																																																																													
浴槽 1時間につき	320	470																																																																																																																																																																													
五階大ホール 1時間につき	320	480																																																																																																																																																																													
六階クローカー場 1時間につき	1,050	480																																																																																																																																																																													
備品																																																																																																																																																																															
室内拡声器 1式 1回につき		420																																																																																																																																																																													
カラオケ装置 1式 1回につき		530																																																																																																																																																																													
生活文化センター施設使用料			<p>岩城村生活文化センター施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会場(ホール)</td> <td>使用2時間につき 1,400円</td> </tr> <tr> <td>ステージ(控室・放送室を含む)</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>婦人学習室</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>青年学習室</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>老人憩いの室</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>結婚式場</td> <td>使用1回につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>閲覧・観覧 無料</td> </tr> <tr> <td>郷土資料室</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備</td> <td>各基本使用料の50%加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料又は会費を徴収するものについては、各基本使用料の5割増とする。                  2 ガス使用の場合は、2時間につき200円を徴収する。                  3 宴会に使用する場合は、ガス使用を含み2時間につき5,900円(1時間増すごとに2,900円追加)とする。</p>	施設名	基本使用料	大集会場(ホール)	使用2時間につき 1,400円	ステージ(控室・放送室を含む)	600円	婦人学習室	1,200円	青年学習室	600円	老人憩いの室	600円	小会議室	600円	結婚式場	使用1回につき 3,500円	図書室	閲覧・観覧 無料	郷土資料室	"	冷暖房設備	各基本使用料の50%加算	<p>現行のとおりとする。</p>																																																																																																																																																					
施設名	基本使用料																																																																																																																																																																														
大集会場(ホール)	使用2時間につき 1,400円																																																																																																																																																																														
ステージ(控室・放送室を含む)	600円																																																																																																																																																																														
婦人学習室	1,200円																																																																																																																																																																														
青年学習室	600円																																																																																																																																																																														
老人憩いの室	600円																																																																																																																																																																														
小会議室	600円																																																																																																																																																																														
結婚式場	使用1回につき 3,500円																																																																																																																																																																														
図書室	閲覧・観覧 無料																																																																																																																																																																														
郷土資料室	"																																																																																																																																																																														
冷暖房設備	各基本使用料の50%加算																																																																																																																																																																														

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
郷土館使用料			4 結婚式、披露宴に使用する場合は、結婚式場、老人憩いの室、婦人学習室、大集会場、ステージ及びガス使用を含み1回につき23,200円とする。 5 備品、器具を持ち出す場合は、2,000円以内で教育委員会が定める金額を徴収する。 6 村外者については、各基本使用料の5割増とする。 7 使用料を免除された場合にも、冷暖房使用料を徴収する場合がある。	岩城郷土館使用料 免除		現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																																																																																							
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																																																																																									
小学校屋内運動場使用料	<p>弓削町小学校屋内運動場使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>弓削小学校</td> <td>1時間につき</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>佐島小学校</td> <td>1時間につき</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>8時30分から17時まで 500円</td> <td>17時から22時まで 630円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	施設区分	単位	使用料	弓削小学校	1時間につき	630円	佐島小学校	1時間につき	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>8時30分から17時まで 500円</td> <td>17時から22時まで 630円</td> </tr> </table>	昼間	夜間	8時30分から17時まで 500円	17時から22時まで 630円	<p>生名小学校屋内運動場使用料</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>生名小学校 屋内運動場</td> <td>1時間につき</td> <td>460円</td> <td>660円</td> </tr> </table>	施設区分	単位	使用料		昼間	夜間	生名小学校 屋内運動場	1時間につき	460円	660円				現行のとおりとする。																																																																																																																																																																																																
施設区分	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																											
弓削小学校	1時間につき	630円																																																																																																																																																																																																																											
佐島小学校	1時間につき	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>8時30分から17時まで 500円</td> <td>17時から22時まで 630円</td> </tr> </table>	昼間	夜間	8時30分から17時まで 500円	17時から22時まで 630円																																																																																																																																																																																																																							
昼間	夜間																																																																																																																																																																																																																												
8時30分から17時まで 500円	17時から22時まで 630円																																																																																																																																																																																																																												
施設区分	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																											
		昼間	夜間																																																																																																																																																																																																																										
生名小学校 屋内運動場	1時間につき	460円	660円																																																																																																																																																																																																																										
社会体育施設関係使用料	<p>弓削町社会体育施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>弓削小学校 夜間照明</td> <td>1時間につき</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>佐島小学校 夜間照明</td> <td>1時間につき</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>弓削商船夜間 照明(野球)</td> <td>1時間につき</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>弓削商船夜間 照明(ソフト)</td> <td>1時間につき</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>佐島農村運動公園 テニスコート 1面</td> <td>1時間につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>佐島農村運動公園 ゲートボール場 1面</td> <td>1時間につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">弓削町 民体育館</td> <td>競技場 全面</td> <td>1時間につき</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>競技場 1/2面</td> <td>1時間につき</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>卓球場</td> <td>1時間につき</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>1時間につき</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>1時間につき</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>中崎テニス コート 1面</td> <td>1時間につき</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間照明</th> </tr> <tr> <td>210円</td> <td>630円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中崎ゲート ボール場 1面</td> <td>1時間につき</td> <td>110円 310円</td> </tr> <tr> <td>弓削町宮 テニスコート</td> <td>1時間につき</td> <td>110円 320円</td> </tr> </table> <p>注 町外者の使用については、上記の2倍の使用料を徴収する。</p>	施設区分	単位	使用料	弓削小学校 夜間照明	1時間につき	630円	佐島小学校 夜間照明	1時間につき	320円	弓削商船夜間 照明(野球)	1時間につき	1,260円	弓削商船夜間 照明(ソフト)	1時間につき	950円	佐島農村運動公園 テニスコート 1面	1時間につき	110円	佐島農村運動公園 ゲートボール場 1面	1時間につき	110円	弓削町 民体育館	競技場 全面	1時間につき	950円	競技場 1/2面	1時間につき	630円	卓球場	1時間につき	320円	柔道場	1時間につき	320円	トレーニング室		無料	ステージ	1時間につき	630円	中崎テニス コート 1面	1時間につき	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間照明</th> </tr> <tr> <td>210円</td> <td>630円</td> </tr> </table>	昼間	夜間照明	210円	630円	中崎ゲート ボール場 1面	1時間につき	110円 310円	弓削町宮 テニスコート	1時間につき	110円 320円	<p>生名村社会体育施設使用料</p> <p>(1) 照明施設を使用しない場合</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">使用者区分</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="3">使用者区分</th> </tr> <tr> <th>職業</th> <th>一般</th> <th>学生</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1日</td> <td>52,500円</td> <td>21,000円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1時間単位</td> <td>1,050円</td> <td>530円</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸上競技場</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1日</td> <td>21,000円</td> <td>10,500円</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1時間単位</td> <td>530円</td> <td>270円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1コート 1時間</td> <td>2,040円</td> <td>1,020円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1コート 1時間</td> <td>1,020円</td> <td>310円</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>(2) 照明施設を使用する場合</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">使用者区分</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="3">使用者区分</th> </tr> <tr> <th>職業</th> <th>一般</th> <th>学生</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1時間単位</td> <td>10,390円</td> <td>2,510円</td> <td>1,240円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1時間単位</td> <td>2,510円</td> <td>1,020円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸上競技場</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1時間単位</td> <td>1,510円</td> <td>1,240円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1時間単位</td> <td>1,020円</td> <td>750円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1時間単位</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1時間単位</td> <td></td> <td>240円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>入場料を徴収するもの</td> <td>1コート 1時間</td> <td>2,240円</td> <td>1,220円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しないもの</td> <td>1コート 1時間</td> <td>1,220円</td> <td>510円</td> <td>410円</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>準備、設営、仮設整理のため、当該施設を他人が使用できないときは、その時間も使用時間として算定する。</li> <li>単位時間を越えるときは、さらに1単位時間を加算する。</li> <li>団体、チーム許可は、1プレー人数参加しなければ点灯してはいけない。</li> <li>村外使用者は、上記の3倍の使用料を徴収する。</li> </ol>	施設区分	使用者区分	使用時間	使用者区分			職業	一般	学生	野球場	入場料を徴収するもの	1日	52,500円	21,000円	10,500円	入場料を徴収しないもの	1時間単位	1,050円	530円	270円	陸上競技場	入場料を徴収するもの	1日	21,000円	10,500円	5,250円	入場料を徴収しないもの	1時間単位	530円	270円	100円	テニスコート	入場料を徴収するもの	1コート 1時間	2,040円	1,020円	1,020円	入場料を徴収しないもの	1コート 1時間	1,020円	310円	200円	施設区分	使用者区分	使用時間	使用者区分			職業	一般	学生	野球場	入場料を徴収するもの	1時間単位	10,390円	2,510円	1,240円	入場料を徴収しないもの	1時間単位	2,510円	1,020円	510円	陸上競技場	入場料を徴収するもの	1時間単位	1,510円	1,240円	1,030円	入場料を徴収しないもの	1時間単位	1,020円	750円	240円	夜間照明	入場料を徴収するもの	1時間単位		1,000円	510円	入場料を徴収しないもの	1時間単位		240円	240円	テニスコート	入場料を徴収するもの	1コート 1時間	2,240円	1,220円	1,220円	入場料を徴収しないもの	1コート 1時間	1,220円	510円	410円	<p>岩城村総合運動場施設使用料</p> <p>総合運動場施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">使用料金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td rowspan="2">3時間</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="2">村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td rowspan="2">3時間</td> <td>1,800円</td> <td>4,200円</td> <td rowspan="2">村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二階卓球場</td> <td rowspan="2">3時間</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二階和室</td> <td rowspan="2">3時間</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>運動広場</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。</td> </tr> </table> <p>1 準備・設営・仮設整理のため、当該施設を使用できないときは、その期間も使用時間として算定する。</p> <p>2 単位時間を越えるときは、更に1単位時間を加算する。</p> <p>3 野球場・テニスコート・体育館とも競技備品の使用を含む。ただし、野球場・テニスコートの照明施設を使用する場合は、村民に限り使用料を免除する。</p> <p>プール使用料(入場料)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用料(入場料)</th> </tr> <tr> <th>中学生以下</th> <th>一般</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人回数券</td> <td>普通券</td> <td>1人 100円</td> <td>1人 200円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>1人 1,000円 (11枚綴り)</td> <td>1人 2,000円 (12枚綴り)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30人以上</td> <td>普通料金</td> <td>の1割引</td> <td>の1割引</td> </tr> <tr> <td>普通料金</td> <td>の2割引</td> <td>の2割引</td> </tr> <tr> <td>普通料金</td> <td>の3割引</td> <td>の3割引</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の認めるもので30人以上</td> <td>普通料金</td> <td>の5割引</td> <td>の5割引</td> </tr> </table> <p>1 プールは、毎年7月1日から8月31日までの間、午前9時より午後6時まで開設する。ただし、管理上支障のある場合、また、教育委員会が特</p>	施設区分	使用時間	使用料金		摘要	村内	村外	野球場	3時間	1,000円	2,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。	500円	1,000円	テニスコート	3時間	1,800円	4,200円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。	500円	1,000円	二階卓球場	3時間	500円	1,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。	500円	1,000円	二階和室	3時間	500円	1,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。	500円	1,000円	運動広場	1時間	500円	1,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。	区分	種別	使用料(入場料)		中学生以下	一般	個人回数券	普通券	1人 100円	1人 200円	回数券	1人 1,000円 (11枚綴り)	1人 2,000円 (12枚綴り)	30人以上	普通料金	の1割引	の1割引	普通料金	の2割引	の2割引	普通料金	の3割引	の3割引	教育委員会の認めるもので30人以上	普通料金	の5割引	の5割引			現行のとおりとする。
施設区分	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																											
弓削小学校 夜間照明	1時間につき	630円																																																																																																																																																																																																																											
佐島小学校 夜間照明	1時間につき	320円																																																																																																																																																																																																																											
弓削商船夜間 照明(野球)	1時間につき	1,260円																																																																																																																																																																																																																											
弓削商船夜間 照明(ソフト)	1時間につき	950円																																																																																																																																																																																																																											
佐島農村運動公園 テニスコート 1面	1時間につき	110円																																																																																																																																																																																																																											
佐島農村運動公園 ゲートボール場 1面	1時間につき	110円																																																																																																																																																																																																																											
弓削町 民体育館	競技場 全面	1時間につき	950円																																																																																																																																																																																																																										
	競技場 1/2面	1時間につき	630円																																																																																																																																																																																																																										
	卓球場	1時間につき	320円																																																																																																																																																																																																																										
	柔道場	1時間につき	320円																																																																																																																																																																																																																										
トレーニング室		無料																																																																																																																																																																																																																											
ステージ	1時間につき	630円																																																																																																																																																																																																																											
中崎テニス コート 1面	1時間につき	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間照明</th> </tr> <tr> <td>210円</td> <td>630円</td> </tr> </table>	昼間	夜間照明	210円	630円																																																																																																																																																																																																																							
昼間	夜間照明																																																																																																																																																																																																																												
210円	630円																																																																																																																																																																																																																												
中崎ゲート ボール場 1面	1時間につき	110円 310円																																																																																																																																																																																																																											
弓削町宮 テニスコート	1時間につき	110円 320円																																																																																																																																																																																																																											
施設区分	使用者区分	使用時間	使用者区分																																																																																																																																																																																																																										
			職業	一般	学生																																																																																																																																																																																																																								
野球場	入場料を徴収するもの	1日	52,500円	21,000円	10,500円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1時間単位	1,050円	530円	270円																																																																																																																																																																																																																								
陸上競技場	入場料を徴収するもの	1日	21,000円	10,500円	5,250円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1時間単位	530円	270円	100円																																																																																																																																																																																																																								
テニスコート	入場料を徴収するもの	1コート 1時間	2,040円	1,020円	1,020円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1コート 1時間	1,020円	310円	200円																																																																																																																																																																																																																								
施設区分	使用者区分	使用時間	使用者区分																																																																																																																																																																																																																										
			職業	一般	学生																																																																																																																																																																																																																								
野球場	入場料を徴収するもの	1時間単位	10,390円	2,510円	1,240円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1時間単位	2,510円	1,020円	510円																																																																																																																																																																																																																								
陸上競技場	入場料を徴収するもの	1時間単位	1,510円	1,240円	1,030円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1時間単位	1,020円	750円	240円																																																																																																																																																																																																																								
夜間照明	入場料を徴収するもの	1時間単位		1,000円	510円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1時間単位		240円	240円																																																																																																																																																																																																																								
テニスコート	入場料を徴収するもの	1コート 1時間	2,240円	1,220円	1,220円																																																																																																																																																																																																																								
	入場料を徴収しないもの	1コート 1時間	1,220円	510円	410円																																																																																																																																																																																																																								
施設区分	使用時間	使用料金		摘要																																																																																																																																																																																																																									
		村内	村外																																																																																																																																																																																																																										
野球場	3時間	1,000円	2,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。																																																																																																																																																																																																																									
		500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																										
テニスコート	3時間	1,800円	4,200円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。																																																																																																																																																																																																																									
		500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																										
二階卓球場	3時間	500円	1,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。																																																																																																																																																																																																																									
		500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																										
二階和室	3時間	500円	1,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。																																																																																																																																																																																																																									
		500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																										
運動広場	1時間	500円	1,000円	村外テナント設備については、一張につき二〇〇〇円を徴収する。																																																																																																																																																																																																																									
区分	種別	使用料(入場料)																																																																																																																																																																																																																											
		中学生以下	一般																																																																																																																																																																																																																										
個人回数券	普通券	1人 100円	1人 200円																																																																																																																																																																																																																										
	回数券	1人 1,000円 (11枚綴り)	1人 2,000円 (12枚綴り)																																																																																																																																																																																																																										
30人以上	普通料金	の1割引	の1割引																																																																																																																																																																																																																										
	普通料金	の2割引	の2割引																																																																																																																																																																																																																										
	普通料金	の3割引	の3割引																																																																																																																																																																																																																										
教育委員会の認めるもので30人以上	普通料金	の5割引	の5割引																																																																																																																																																																																																																										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																														
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																
		<p>る。</p> <p>5 公益(施設利用者の利便)上の観点から自動販売機を設置する場合は、1基当たり月額1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。</p> <p>生名村民体育館使用料</p> <p>(1) 体育館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用時間</th> <th>9時から22時まで</th> <th>一般、個人 の料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スポーツに使用する場合</td> <td>アマチュア</td> <td>入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 530円 追加1時間以内に付き 320円</td> <td>一般、個人 使用時間帯にスポーツを目的とした個人練習の使用に限り(限定二時間)</td> </tr> <tr> <td>アマチュア</td> <td>入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円</td> <td>学生一人一回五〇円回数券十一枚五三〇円老人、障害者は無料)</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 1,050円 入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競技場</td> <td>スポーツ以外に使用する場合</td> <td>営利を目的とする場合 2時間以内に付き 5,040円 追加1時間以内に付き 4,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>競技場の2分の1未満の部分を使用する場合</td> <td>入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 1,050円 入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>岩城村夜間体育照明施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料 3時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">夜間体育照明施設</td> <td>岩城小学校グラウンド</td> <td>円 1,900</td> </tr> <tr> <td>岩城中学校テニスコート</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>岩城中学校グラウンド</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合</td> <td>テニスコート</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>野球場</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>北集会所</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 村外者の使用については、各所定料金の5割増とする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用時間	9時から22時まで	一般、個人 の料金	スポーツに使用する場合	アマチュア	入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 530円 追加1時間以内に付き 320円	一般、個人 使用時間帯にスポーツを目的とした個人練習の使用に限り(限定二時間)	アマチュア	入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円	学生一人一回五〇円回数券十一枚五三〇円老人、障害者は無料)	職業	入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 1,050円 入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円		競技場	スポーツ以外に使用する場合	営利を目的とする場合 2時間以内に付き 5,040円 追加1時間以内に付き 4,200円		競技場の2分の1未満の部分を使用する場合	入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 1,050円 入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円				<p>に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>岩城村夜間体育照明施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料 3時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">夜間体育照明施設</td> <td>岩城小学校グラウンド</td> <td>円 1,900</td> </tr> <tr> <td>岩城中学校テニスコート</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>岩城中学校グラウンド</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合</td> <td>テニスコート</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>野球場</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>北集会所</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 村外者の使用については、各所定料金の5割増とする。</p>	施設名	区分	使用料 3時間につき	夜間体育照明施設	岩城小学校グラウンド	円 1,900	岩城中学校テニスコート	1,000	岩城中学校グラウンド	500	運動場			総合	テニスコート	1,200			野球場	1,900			北集会所	600		
区分	使用時間	9時から22時まで	一般、個人 の料金																																																	
スポーツに使用する場合	アマチュア	入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 530円 追加1時間以内に付き 320円	一般、個人 使用時間帯にスポーツを目的とした個人練習の使用に限り(限定二時間)																																																	
	アマチュア	入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円	学生一人一回五〇円回数券十一枚五三〇円老人、障害者は無料)																																																	
	職業	入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 1,050円 入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円																																																		
競技場	スポーツ以外に使用する場合	営利を目的とする場合 2時間以内に付き 5,040円 追加1時間以内に付き 4,200円																																																		
	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合	入場料を徴収しない場合 2時間以内に付き 1,050円 入場料を徴収する場合 2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円																																																		
		<p>に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>岩城村夜間体育照明施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料 3時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">夜間体育照明施設</td> <td>岩城小学校グラウンド</td> <td>円 1,900</td> </tr> <tr> <td>岩城中学校テニスコート</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>岩城中学校グラウンド</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合</td> <td>テニスコート</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>野球場</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>北集会所</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 村外者の使用については、各所定料金の5割増とする。</p>	施設名	区分	使用料 3時間につき	夜間体育照明施設	岩城小学校グラウンド	円 1,900	岩城中学校テニスコート	1,000	岩城中学校グラウンド	500	運動場			総合	テニスコート	1,200			野球場	1,900			北集会所	600																										
施設名	区分	使用料 3時間につき																																																		
夜間体育照明施設	岩城小学校グラウンド	円 1,900																																																		
	岩城中学校テニスコート	1,000																																																		
	岩城中学校グラウンド	500																																																		
	運動場																																																			
	総合	テニスコート	1,200																																																	
		野球場	1,900																																																	
		北集会所	600																																																	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																		
		<p>(2) 器具使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具の名称</th> <th>数量</th> <th>区分</th> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> <th>営利を目的とする場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明器具</td> <td>1灯につき</td> <td>1時間につき</td> <td>競技場 30円 卓、柔 20円</td> <td>競技場 70円 卓、柔 40円</td> <td>競技場 150円 卓、柔 90円</td> </tr> <tr> <td>体育部品使用料</td> <td>1式につき</td> <td>1種目1回につき</td> <td>円 210</td> <td>円 530</td> <td>円 1,580</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式につき</td> <td>1回につき</td> <td>530</td> <td>2,100</td> <td>5,250</td> </tr> <tr> <td>フロアーシート</td> <td>1枚につき</td> <td>1回につき</td> <td>320</td> <td>1,260</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>1式につき</td> <td>1回につき</td> <td>530</td> <td>2,100</td> <td>5,250</td> </tr> <tr> <td>長机</td> <td>1脚につき</td> <td>1回につき</td> <td>30</td> <td>120</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>1脚につき</td> <td>1回につき</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。</li> <li>2 許可した使用時間を越えて使用した場合は、1時間(1時間に満たないときは1時間とする。)につき、当該許可した使用時間区分における所定の使用料の150パーセント相当額を徴収する。</li> <li>3 入場料などを徴収するときは、入場料、観覧料、寄付、優待券、資金募集その他各自のいかに問わず入場について直接、間接に金銭を徴収する場合をいう。</li> <li>4 村外使用者などは上記の3倍の使用料を徴収する。</li> <li>5 公益(施設利用者の利便)上の観点から自動販売機を設置する場合は、1基当たり月額1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。</li> </ol>	器具の名称	数量	区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	照明器具	1灯につき	1時間につき	競技場 30円 卓、柔 20円	競技場 70円 卓、柔 40円	競技場 150円 卓、柔 90円	体育部品使用料	1式につき	1種目1回につき	円 210	円 530	円 1,580	放送設備	1式につき	1回につき	530	2,100	5,250	フロアーシート	1枚につき	1回につき	320	1,260	3,150	ステージ	1式につき	1回につき	530	2,100	5,250	長机	1脚につき	1回につき	30	120	320	椅子	1脚につき	1回につき	10	20	50				
器具の名称	数量	区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合																																																	
照明器具	1灯につき	1時間につき	競技場 30円 卓、柔 20円	競技場 70円 卓、柔 40円	競技場 150円 卓、柔 90円																																																	
体育部品使用料	1式につき	1種目1回につき	円 210	円 530	円 1,580																																																	
放送設備	1式につき	1回につき	530	2,100	5,250																																																	
フロアーシート	1枚につき	1回につき	320	1,260	3,150																																																	
ステージ	1式につき	1回につき	530	2,100	5,250																																																	
長机	1脚につき	1回につき	30	120	320																																																	
椅子	1脚につき	1回につき	10	20	50																																																	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																																																																																										
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																																																																																												
コミュニティ施設等使用料	<p>豊島コミュニティセンター使用料</p> <p>(1) 宿泊利用料</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="3">食 事 料</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>宿泊料</th> <th>夕食</th> <th>朝食</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>円 3,000</td> <td>円 1,500</td> <td>円 800</td> <td>円 2,300</td> <td>円 5,300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,500</td> <td>1,500</td> <td>800</td> <td>2,300</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳以上)</td> <td>1,200</td> <td colspan="2">実 費</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳未満)</td> <td>無料</td> <td colspan="2">実 費</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> </table> <p>1 宿泊者の利用時間は午後4時から午前10時までとする。</p> <p>2 宿泊利用者が宿泊の時間を超過するときは、休憩料金を加算する。</p> <p>3 特別の場合の宿泊等については、実費等を勘案して別に特別料金を定める。</p> <p>(2) 休憩利用料</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>4時間まで</th> <th>6時間まで</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>円 600</td> <td>円 800</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>400</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳以上)</td> <td>250</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳未満)</td> <td colspan="2">無 料</td> </tr> </table> <p>・ 休憩等利用者の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。</p> <p>(3) 附帯施設利用料</p> <table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>1時間につき</th> </tr> <tr> <td>ゲートボールコート1面</td> <td></td> <td>円 100</td> </tr> <tr> <td>テニスコート1面</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td></td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>研 修 室</td> <td></td> <td>300</td> </tr> </table> <p>(4) 特別飲料料</p> <p>・ 利用者からの請求にかかる会食その他特別料理及び飲食料については、その実費等を勘案して別に飲食料金を定める。</p> <p>弓削町国民宿舎使用料</p> <p>(1) 宿泊利用料</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="3">食 事 料</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>宿泊料</th> <th>夕食</th> <th>朝食</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>円 4,200</td> <td>円 1,800</td> <td>円 800</td> <td>円 2,600</td> <td>円 6,800</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>3,700</td> <td>1,800</td> <td>800</td> <td>2,600</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳以上)</td> <td>2,000</td> <td colspan="2">実 費</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳未満)</td> <td>無料</td> <td colspan="2">実 費</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> </table> <p>1 宿泊利用者の利用時間は午後4時から午前10時までとする。ただし、夏期は午後5時から午前9時までとする。</p> <p>2 宿泊利用者が宿泊の時間を超過するときは、休憩料金を加算する。</p>	利用区分	食 事 料			合計	宿泊料	夕食	朝食	大人	円 3,000	円 1,500	円 800	円 2,300	円 5,300	小学生	2,500	1,500	800	2,300	4,800	幼児 (3歳以上)	1,200	実 費		実費		幼児 (3歳未満)	無料	実 費		実費		区分	4時間まで	6時間まで	大人	円 600	円 800	小学生	400	600	幼児 (3歳以上)	250	300	幼児 (3歳未満)	無 料		施設名	区分	1時間につき	ゲートボールコート1面		円 100	テニスコート1面		200	多目的グラウンド		600	研 修 室		300	利用区分	食 事 料			合計	宿泊料	夕食	朝食	大人	円 4,200	円 1,800	円 800	円 2,600	円 6,800	小学生	3,700	1,800	800	2,600	6,300	幼児 (3歳以上)	2,000	実 費		実費		幼児 (3歳未満)	無料	実 費		実費		<p>生名村スポーツ宿村公園使用料</p> <p>(1) サウンド波間田</p> <table border="1"> <tr> <th>施設等の種類</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td>野外ステージ</td> <td></td> <td>500円/時</td> <td>スクリーンを使用の場合は、5,000円を追加する。</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td>500円/時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td></td> <td>1,000円/1テント・1昼夜</td> <td>1昼夜とは午後5時から翌日の午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td></td> <td>無料</td> <td>ただし、商品販売や入場料を徴収する場合は、有料とする。</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td></td> <td>100円/回</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は、上記使用料の2倍の額とする。</p> <p>・ 多目的広場において、入場料を徴収する場合は、3,000円/時の使用料を徴収する。</p> <p>・ 野外ステージは、占有して継続的に使用する場合に徴収する。</p> <p>・ 上記以外の施設は無料とする。</p> <p>・ 公益（施設使用者の利便）上の観点から、自動販売機及び仮設店舗等を設置する場合は、電気料金相当額を使用料として徴収する。月毎の電気料金相当額は、使用機種定格消費電力×24時間×30日×料金単価×1/2（稼働率）で計算する。</p> <p>(2) いきなスポレク公園</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施設等の種類</th> <th colspan="2">個人利用</th> <th rowspan="2">専用利用</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>回数券 (12枚綴)</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">プール (温水・屋外プール)</td> <td>小学生</td> <td>150円/回</td> <td>400円/コース・時間</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>200円/回</td> <td>専用利用は、予約による許可制とする。</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>200円/回</td> <td>ただし、屋外プールは専用利用の対象としない。</td> </tr> <tr> <td>大人 (18歳以上)</td> <td>400円/回</td> <td>7月20日から8月31日の期間とする</td> </tr> <tr> <td>未就学児・障害者等</td> <td>50円/回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外プール</td> <td>100円/回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>5,500円/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽石荘利用の会宿客</td> <td>500円/人 (小学生以上1名につき、合宿期間中は500円のフリーパス券を発行する。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>100円/回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>水中健康体操</td> <td>6,500円/月(週3回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">泳 教 室</td> <td>成人</td> <td>スイミング</td> <td>7,500円/月(週3回)</td> </tr> <tr> <td>成人初級</td> <td>スイミング</td> <td>3,000円/月(週1回)</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>スイミング</td> <td>3,000円/月(週1回)</td> </tr> </table> <p>・ 大人(70歳以上)の回数券については14枚綴りとする。</p> <p>・ 営業目的による専用利用は上記使用料の2倍の額とする。</p> <p>・ 水泳教室は月額とし、日割り(回数割り)を行わない。</p>	施設等の種類	区分	使用料	摘 要	野外ステージ		500円/時	スクリーンを使用の場合は、5,000円を追加する。	研修室		500円/時		多目的広場		1,000円/1テント・1昼夜	1昼夜とは午後5時から翌日の午後5時まで	温水シャワー		無料	ただし、商品販売や入場料を徴収する場合は、有料とする。	温水シャワー		100円/回		施設等の種類	個人利用		専用利用	区分	回数券 (12枚綴)	プール (温水・屋外プール)	小学生	150円/回	400円/コース・時間	中学生	200円/回	専用利用は、予約による許可制とする。	高校生	200円/回	ただし、屋外プールは専用利用の対象としない。	大人 (18歳以上)	400円/回	7月20日から8月31日の期間とする	未就学児・障害者等	50円/回		屋外プール	100円/回		定期券	5,500円/月		軽石荘利用の会宿客	500円/人 (小学生以上1名につき、合宿期間中は500円のフリーパス券を発行する。)		シャワー	100円/回		水	水中健康体操	6,500円/月(週3回)	泳 教 室	成人	スイミング	7,500円/月(週3回)	成人初級	スイミング	3,000円/月(週1回)	小学生	スイミング	3,000円/月(週1回)	<p>岩城村コミュニティセンター施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>基本使用料</th> </tr> <tr> <td>2階婦人学習室</td> <td>使用2時間につき 円 550</td> </tr> <tr> <td>3階研修室</td> <td>使用2時間につき 1,150</td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備</td> <td>基本料金の50%加算</td> </tr> </table> <p>1 入場料又は会費を徴収するものについては、各基本料金の5割増とする。</p> <p>2 ガス使用の場合は、2時間につき200円を徴収する。</p> <p>3 宴会に使用する場合は、ガス使用を含み2時間につき3,400円(1時間増すごとに1,700円追加)とする。</p> <p>4 備品、器具を持ち出す場合は、2,000円以内で社会福祉協議会が定める金額を徴収する。</p> <p>5 村外者並びに営利を目的とするものについては、各基本料金の5割増とする。</p> <p>津波島コミュニティアイランド施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>使用区分</th> <th>使用料金</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td>テント1張1回につき</td> <td>円 300</td> <td rowspan="2">(大型) 1人以上</td> </tr> <tr> <td>普通大型</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>2時間</td> <td>500</td> <td>一面使用</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>3時間</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ログハウス</td> <td>1棟</td> <td>5,000 (3,000)</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 その他備品等の貸出用品については、別途定める。</p> <p>2 単位時間を越えるときは、更に1単位時間を加算する。</p> <p>3 ( )料金は、9月11日から翌年6月31日まで及び7月11日から9月10日の期間中の月曜日から木曜日の使用料金とする。</p> <p>4 「青いレモンの島」友の会会員は、ログハウス使用料金を1割、キャンプ場テントの使用料を年間1回に限り免除することができる。</p>	施設名	基本使用料	2階婦人学習室	使用2時間につき 円 550	3階研修室	使用2時間につき 1,150	冷暖房設備	基本料金の50%加算	施設区分	使用区分	使用料金	備考	キャンプ場	テント1張1回につき	円 300	(大型) 1人以上	普通大型	500	テニスコート	2時間	500	一面使用	多目的広場	3時間	500		ログハウス	1棟	5,000 (3,000)		<p>魚島観光センター使用料</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間 8時30分～17時まで</th> <th>夜間 17時～22時まで</th> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>1時間につき 円 210</td> <td>円 320</td> </tr> <tr> <td>研修室(1)</td> <td>"</td> <td>210 320</td> </tr> <tr> <td>研修室(2)</td> <td>"</td> <td>210 320</td> </tr> <tr> <td>研修室(3)</td> <td>"</td> <td>210 320</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>"</td> <td>210 320</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>1人につき</td> <td>110 110</td> </tr> </table> <p>宿泊に使用した場合1人1日4,200円とする。休憩は、1人1時間につき210円とする。</p>	区分	使用料		昼間 8時30分～17時まで	夜間 17時～22時まで	展示ホール	1時間につき 円 210	円 320	研修室(1)	"	210 320	研修室(2)	"	210 320	研修室(3)	"	210 320	大研修室	"	210 320	浴室	1人につき	110 110	<p>使用料に差異</p>	<p>当面は現行のとおりとする。</p>
利用区分	食 事 料			合計																																																																																																																																																																																																																												
	宿泊料	夕食	朝食																																																																																																																																																																																																																													
大人	円 3,000	円 1,500	円 800	円 2,300	円 5,300																																																																																																																																																																																																																											
小学生	2,500	1,500	800	2,300	4,800																																																																																																																																																																																																																											
幼児 (3歳以上)	1,200	実 費		実費																																																																																																																																																																																																																												
幼児 (3歳未満)	無料	実 費		実費																																																																																																																																																																																																																												
区分	4時間まで	6時間まで																																																																																																																																																																																																																														
大人	円 600	円 800																																																																																																																																																																																																																														
小学生	400	600																																																																																																																																																																																																																														
幼児 (3歳以上)	250	300																																																																																																																																																																																																																														
幼児 (3歳未満)	無 料																																																																																																																																																																																																																															
施設名	区分	1時間につき																																																																																																																																																																																																																														
ゲートボールコート1面		円 100																																																																																																																																																																																																																														
テニスコート1面		200																																																																																																																																																																																																																														
多目的グラウンド		600																																																																																																																																																																																																																														
研 修 室		300																																																																																																																																																																																																																														
利用区分	食 事 料			合計																																																																																																																																																																																																																												
	宿泊料	夕食	朝食																																																																																																																																																																																																																													
大人	円 4,200	円 1,800	円 800	円 2,600	円 6,800																																																																																																																																																																																																																											
小学生	3,700	1,800	800	2,600	6,300																																																																																																																																																																																																																											
幼児 (3歳以上)	2,000	実 費		実費																																																																																																																																																																																																																												
幼児 (3歳未満)	無料	実 費		実費																																																																																																																																																																																																																												
施設等の種類	区分	使用料	摘 要																																																																																																																																																																																																																													
野外ステージ		500円/時	スクリーンを使用の場合は、5,000円を追加する。																																																																																																																																																																																																																													
研修室		500円/時																																																																																																																																																																																																																														
多目的広場		1,000円/1テント・1昼夜	1昼夜とは午後5時から翌日の午後5時まで																																																																																																																																																																																																																													
温水シャワー		無料	ただし、商品販売や入場料を徴収する場合は、有料とする。																																																																																																																																																																																																																													
温水シャワー		100円/回																																																																																																																																																																																																																														
施設等の種類	個人利用		専用利用																																																																																																																																																																																																																													
	区分	回数券 (12枚綴)																																																																																																																																																																																																																														
プール (温水・屋外プール)	小学生	150円/回	400円/コース・時間																																																																																																																																																																																																																													
	中学生	200円/回	専用利用は、予約による許可制とする。																																																																																																																																																																																																																													
	高校生	200円/回	ただし、屋外プールは専用利用の対象としない。																																																																																																																																																																																																																													
	大人 (18歳以上)	400円/回	7月20日から8月31日の期間とする																																																																																																																																																																																																																													
	未就学児・障害者等	50円/回																																																																																																																																																																																																																														
	屋外プール	100円/回																																																																																																																																																																																																																														
	定期券	5,500円/月																																																																																																																																																																																																																														
	軽石荘利用の会宿客	500円/人 (小学生以上1名につき、合宿期間中は500円のフリーパス券を発行する。)																																																																																																																																																																																																																														
	シャワー	100円/回																																																																																																																																																																																																																														
	水	水中健康体操	6,500円/月(週3回)																																																																																																																																																																																																																													
泳 教 室	成人	スイミング	7,500円/月(週3回)																																																																																																																																																																																																																													
	成人初級	スイミング	3,000円/月(週1回)																																																																																																																																																																																																																													
	小学生	スイミング	3,000円/月(週1回)																																																																																																																																																																																																																													
施設名	基本使用料																																																																																																																																																																																																																															
2階婦人学習室	使用2時間につき 円 550																																																																																																																																																																																																																															
3階研修室	使用2時間につき 1,150																																																																																																																																																																																																																															
冷暖房設備	基本料金の50%加算																																																																																																																																																																																																																															
施設区分	使用区分	使用料金	備考																																																																																																																																																																																																																													
キャンプ場	テント1張1回につき	円 300	(大型) 1人以上																																																																																																																																																																																																																													
	普通大型	500																																																																																																																																																																																																																														
テニスコート	2時間	500	一面使用																																																																																																																																																																																																																													
多目的広場	3時間	500																																																																																																																																																																																																																														
ログハウス	1棟	5,000 (3,000)																																																																																																																																																																																																																														
区分	使用料																																																																																																																																																																																																																															
	昼間 8時30分～17時まで	夜間 17時～22時まで																																																																																																																																																																																																																														
展示ホール	1時間につき 円 210	円 320																																																																																																																																																																																																																														
研修室(1)	"	210 320																																																																																																																																																																																																																														
研修室(2)	"	210 320																																																																																																																																																																																																																														
研修室(3)	"	210 320																																																																																																																																																																																																																														
大研修室	"	210 320																																																																																																																																																																																																																														
浴室	1人につき	110 110																																																																																																																																																																																																																														

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																													
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																															
<p>(2) 休憩利用料</p> <table border="1"> <tr> <th>利用者区分</th> <th>区分</th> <th>1時間につき</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>人</td> <td>円 105</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>学 生</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>幼児(3歳以上)</td> <td></td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>幼児(3歳未満)</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>1 休憩等利用者の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、夏期は午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(3) 特別飲料料 ・利用者からの請求にかかる会食その他特別料理及び飲食料については、その実費等を勘案して別に飲食料金を定める。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">弓削町健康増進センター使用料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>小人(3歳以上の幼児・小学生)</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小人(3歳未満の幼児)</td> <td>無料</td> </tr> </table>	利用者区分	区分	1時間につき	大人	人	円 105	小学生	学 生	105	幼児(3歳以上)		105	幼児(3歳未満)		無料	弓削町健康増進センター使用料		区分	使用料	大人	500円	小人(3歳以上の幼児・小学生)	300円	小人(3歳未満の幼児)	無料	<table border="1"> <tr> <th>施設種類等</th> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">体育館</td> <td>アリーナ</td> <td>円 800</td> <td>円 3,200</td> <td>円 5,200</td> <td>照明料金は追加(300円/時)</td> </tr> <tr> <td>卓球場</td> <td>円/台 300</td> <td>1,200</td> <td>1,950</td> <td>照明料金は追加(50円/時)</td> </tr> <tr> <td>屋内練習場</td> <td>円 800</td> <td>3,200</td> <td>5,200</td> <td>照明料金込み、冷暖房料金は200円/時</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>500</td> <td>2,000</td> <td>3,250</td> <td>冷暖房料金は200円/時</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>300</td> <td>1,200</td> <td>1,950</td> <td>冷暖房料金は200円/時</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td colspan="3">100円/回</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半日とは、継続して3時間を超え5時間以内を使用する場合をいい、1日とは継続して5時間を超え8時間以内を使用する場合をいう。</li> <li>・上記使用料は、体育備品の使用料を含む。準備、後片付けは使用時間を含む。</li> <li>・アリーナの半面使用は、上記使用料を1/2とする。</li> <li>・入場料を徴収する場合、若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は上記使用料の2倍の額とする。また、商品の宣伝販売を目的とするラウンジ等の使用は、上記料金表の会議室使用料に準じる。</li> <li>・学生(小中高校生)のみが使用する場合は、上記使用料を1/2とする。</li> <li>・蛙石荘を利用する合宿者は、上記使用料を1/2とする。(ただし、学生割引は適用しない。)</li> <li>・公益(施設利用者の利便)上の観点から、自動販売機及び仮設店舗等を設置する場合は、電気料金相当額を使用料として徴収する。月毎の電気料金相当額は、使用機種の定格消費電力×24時間×30日×料金単価×1/2(稼働率)で計算する。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>施設種類等</th> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>主競技場</td> <td>円 1,000</td> <td>円 4,000</td> <td>円 6,500</td> <td>照明料金は別途追加する。</td> </tr> <tr> <td>ピッチングマシン</td> <td colspan="3">200円/時・台</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半日とは、継続して3時間を超え5時間以内を使用する場合をいい、1日とは継続して5時間を超え8時間以内を使用する場合をいう。</li> </ul>	施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要	体育館	アリーナ	円 800	円 3,200	円 5,200	照明料金は追加(300円/時)	卓球場	円/台 300	1,200	1,950	照明料金は追加(50円/時)	屋内練習場	円 800	3,200	5,200	照明料金込み、冷暖房料金は200円/時	会議室	500	2,000	3,250	冷暖房料金は200円/時	トレーニング室	300	1,200	1,950	冷暖房料金は200円/時	シャワー	100円/回				施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要	野球場	主競技場	円 1,000	円 4,000	円 6,500	照明料金は別途追加する。	ピッチングマシン	200円/時・台						
利用者区分	区分	1時間につき																																																																																	
大人	人	円 105																																																																																	
小学生	学 生	105																																																																																	
幼児(3歳以上)		105																																																																																	
幼児(3歳未満)		無料																																																																																	
弓削町健康増進センター使用料																																																																																			
区分	使用料																																																																																		
大人	500円																																																																																		
小人(3歳以上の幼児・小学生)	300円																																																																																		
小人(3歳未満の幼児)	無料																																																																																		
施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要																																																																														
体育館	アリーナ	円 800	円 3,200	円 5,200	照明料金は追加(300円/時)																																																																														
	卓球場	円/台 300	1,200	1,950	照明料金は追加(50円/時)																																																																														
	屋内練習場	円 800	3,200	5,200	照明料金込み、冷暖房料金は200円/時																																																																														
	会議室	500	2,000	3,250	冷暖房料金は200円/時																																																																														
	トレーニング室	300	1,200	1,950	冷暖房料金は200円/時																																																																														
	シャワー	100円/回																																																																																	
施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要																																																																														
野球場	主競技場	円 1,000	円 4,000	円 6,500	照明料金は別途追加する。																																																																														
	ピッチングマシン	200円/時・台																																																																																	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現 況				課 題	調 整 内 容																										
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>主競技場の照明料金は、全点灯で30分又は部分点灯で1時間を単位として、使用料を700円とし専用コインを使用する。</li> <li>準備、後片付けは使用時間を含む。</li> <li>入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は上記使用料の2倍の額とする。</li> <li>学生(小中高校生)のみが使用する場合は、上記使用料を1/2とする。</li> <li>蛙石荘を利用する合宿者は、上記使用料を1/2とする。(ただし、学生割引は適用しない。)</li> <li>* 上記使用料は、消費税を含むものとする。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>宿泊室 部屋タイプ</th> <th>区分</th> <th>料 金</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>和室10畳</td> <td>部屋代</td> <td>3,000円</td> <td>1名につき 3,000円 (定員6名)</td> </tr> <tr> <td>和室20畳</td> <td>部屋代</td> <td>5,000円</td> <td>1名につき 3,000円 (定員12名)</td> </tr> <tr> <td>洋 室</td> <td>部屋代</td> <td>3,000円</td> <td>1名につき 3,000円 (定員4名)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊の利用料の額は、食事料金を含まない。</li> <li>小中高校生は、上記の1名当たり料金の70%とする。</li> <li>上記利用料に消費税を加算する。</li> <li>宿泊の利用時間は、合宿を除き午後3時から翌日の午前10時までとし超過したときは、超過利用料として1時間増す毎に10%を加算する。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>施設等 の種類</th> <th>区分</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室など</td> <td>研修室</td> <td>500円/時</td> <td>冷暖房費を含む。</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>無 料</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は、上記使用料の2倍の額とする。</li> </ul>	宿泊室 部屋タイプ	区分	料 金	備 考	和室10畳	部屋代	3,000円	1名につき 3,000円 (定員6名)	和室20畳	部屋代	5,000円	1名につき 3,000円 (定員12名)	洋 室	部屋代	3,000円	1名につき 3,000円 (定員4名)	施設等 の種類	区分	料 金	摘 要	研修室など	研修室	500円/時	冷暖房費を含む。	図書室	無 料				
宿泊室 部屋タイプ	区分	料 金	備 考																													
和室10畳	部屋代	3,000円	1名につき 3,000円 (定員6名)																													
和室20畳	部屋代	5,000円	1名につき 3,000円 (定員12名)																													
洋 室	部屋代	3,000円	1名につき 3,000円 (定員4名)																													
施設等 の種類	区分	料 金	摘 要																													
研修室など	研修室	500円/時	冷暖房費を含む。																													
	図書室	無 料																														

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																												
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																														
保健センター施設使用料	<p>弓削町保健センター施設使用料 保健センターの使用料は無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合は、次表に定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・保健指導室 1時間につき</td> <td>円 320</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室 1時間につき</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>診察室・検査室 1時間につき</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室 1時間につき</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>会議室 2時間につき</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>相談室 3時間につき</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>展示室 4時間につき</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は各所定料金の5割増とする。 2 町外者の使用については各所定料金の3倍の額を徴収する。</p>	区 分	使用料	運動・保健指導室 1時間につき	円 320	栄養指導室 1時間につき	320	診察室・検査室 1時間につき	320	機能訓練室 1時間につき	320	会議室 2時間につき	320	相談室 3時間につき	320	展示室 4時間につき	320	<p>生名村保健センター施設利用料 保健センターの利用料は、無料とする。</p>	<p>岩城村保健センター施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能訓練室 使用2時間につき</td> <td>円 2,000</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室 使用1回につき1人 (機器使用) 回数券11枚綴</td> <td>200 2,000</td> </tr> <tr> <td>シャワー室 使用1回につき1人 回数券11枚綴</td> <td>100 1,000</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室 (ガス使用を含む) 使用2時間につき</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>母子相談室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>会議・研修室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>運動指導室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は、各基本料金の5割増しとする。 2 ガス使用の場合は、2時間につき100円を徴収する。 3 機能訓練室(機器使用)及びシャワー室を使用する場合は、回数券とする。</p>	施設名	基本使用料	機能訓練室 使用2時間につき	円 2,000	機能訓練室 使用1回につき1人 (機器使用) 回数券11枚綴	200 2,000	シャワー室 使用1回につき1人 回数券11枚綴	100 1,000	栄養指導室 (ガス使用を含む) 使用2時間につき	1,000	母子相談室	500	会議・研修室	500	運動指導室	500	健康相談室	500	<p>魚島村保健センター施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動指導室 1時間につき</td> <td>円 370</td> </tr> <tr> <td>保健・栄養指導室 1時間につき</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>診察室 1時間につき</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>相談室 1時間につき</td> <td>370</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は、各所定料金の5割増しとする。 2 村外者の使用については、各所定料金の2倍の額を徴収する。</p>	区 分	使用料	運動指導室 1時間につき	円 370	保健・栄養指導室 1時間につき	370	診察室 1時間につき	370	相談室 1時間につき	370	<p>使用料、使用時間が異なる。</p>	<p>当面は現行のとおりとし、H17年度を目標に使用料、使用時間を統一する方向で検討する。</p>
区 分	使用料																																																	
運動・保健指導室 1時間につき	円 320																																																	
栄養指導室 1時間につき	320																																																	
診察室・検査室 1時間につき	320																																																	
機能訓練室 1時間につき	320																																																	
会議室 2時間につき	320																																																	
相談室 3時間につき	320																																																	
展示室 4時間につき	320																																																	
施設名	基本使用料																																																	
機能訓練室 使用2時間につき	円 2,000																																																	
機能訓練室 使用1回につき1人 (機器使用) 回数券11枚綴	200 2,000																																																	
シャワー室 使用1回につき1人 回数券11枚綴	100 1,000																																																	
栄養指導室 (ガス使用を含む) 使用2時間につき	1,000																																																	
母子相談室	500																																																	
会議・研修室	500																																																	
運動指導室	500																																																	
健康相談室	500																																																	
区 分	使用料																																																	
運動指導室 1時間につき	円 370																																																	
保健・栄養指導室 1時間につき	370																																																	
診察室 1時間につき	370																																																	
相談室 1時間につき	370																																																	
福祉施設使用料	<p>弓削町老人福祉センター使用料 福祉センターの使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合は、次表に定めるところにより使用者が納付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">使用料</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間 8時30分から 17時まで</th> <th>夜間 17時から 22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活相談室 1時間につき</td> <td>円 380</td> <td>円 480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康相談室 1時間につき</td> <td>380</td> <td>480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会室 1時間につき</td> <td>380</td> <td>480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室 1時間につき</td> <td>380</td> <td>480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室 1時間につき</td> <td>380</td> <td>480</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房を使用した場合は各所定料金の5割増とする。 2 町外者の使用について各所定料金の3倍の額を徴収する。 3 冠婚葬祭又は宴会等に使用する場合は、上記使用料のほかに5時間につき5,250円を徴収する。(5時間を超え1時間増すごとに1,050円を加算する)</p>	区 分	使用料	使用料		昼間 8時30分から 17時まで	夜間 17時から 22時まで	生活相談室 1時間につき	円 380	円 480		健康相談室 1時間につき	380	480		集会室 1時間につき	380	480		教養娯楽室 1時間につき	380	480		図書室 1時間につき	380	480						<p>現行のとおりとする。</p>																		
区 分	使用料			使用料																																														
		昼間 8時30分から 17時まで	夜間 17時から 22時まで																																															
生活相談室 1時間につき	円 380	円 480																																																
健康相談室 1時間につき	380	480																																																
集会室 1時間につき	380	480																																																
教養娯楽室 1時間につき	380	480																																																
図書室 1時間につき	380	480																																																

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																							
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																									
海水温浴施設使用料	<p>弓削町海水温浴施設使用料</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>大人</td><td>500円</td></tr> <tr><td>高齢者(65歳以上)</td><td>300円</td></tr> <tr><td>障害者</td><td>300円</td></tr> <tr><td>小人(3歳以上の幼児・小学生)</td><td>300円</td></tr> <tr><td>小人(3歳未満の幼児)</td><td>無料</td></tr> </table> <p>回数券</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>12枚綴(大人)</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>12枚綴(高齢者・障害者・小人)</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>30枚綴(大人)</td><td>11,250円</td></tr> <tr><td>30枚綴(高齢者・障害者・小人)</td><td>6,750円</td></tr> </table> <p>定期券</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>1ヶ月(大人)</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>1ヶ月(高齢者・障害者・小人)</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>3ヶ月(大人)</td><td>27,300円</td></tr> <tr><td>3ヶ月(高齢者・障害者・小人)</td><td>16,380円</td></tr> </table>	区分	使用料	大人	500円	高齢者(65歳以上)	300円	障害者	300円	小人(3歳以上の幼児・小学生)	300円	小人(3歳未満の幼児)	無料	区分	使用料	12枚綴(大人)	5,000円	12枚綴(高齢者・障害者・小人)	3,000円	30枚綴(大人)	11,250円	30枚綴(高齢者・障害者・小人)	6,750円	区分	使用料	1ヶ月(大人)	10,500円	1ヶ月(高齢者・障害者・小人)	6,300円	3ヶ月(大人)	27,300円	3ヶ月(高齢者・障害者・小人)	16,380円					現行のとおりとする。																																																							
区分	使用料																																																																																												
大人	500円																																																																																												
高齢者(65歳以上)	300円																																																																																												
障害者	300円																																																																																												
小人(3歳以上の幼児・小学生)	300円																																																																																												
小人(3歳未満の幼児)	無料																																																																																												
区分	使用料																																																																																												
12枚綴(大人)	5,000円																																																																																												
12枚綴(高齢者・障害者・小人)	3,000円																																																																																												
30枚綴(大人)	11,250円																																																																																												
30枚綴(高齢者・障害者・小人)	6,750円																																																																																												
区分	使用料																																																																																												
1ヶ月(大人)	10,500円																																																																																												
1ヶ月(高齢者・障害者・小人)	6,300円																																																																																												
3ヶ月(大人)	27,300円																																																																																												
3ヶ月(高齢者・障害者・小人)	16,380円																																																																																												
集会所使用料	<p>下弓削地区中央集会所使用料</p> <p>使用料は、営利を目的として集会所を使用する場合に限り、次表に定めるところにより使用者が納付する。</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料の額</th></tr> <tr><th>昼間 8時30分 から 12時まで</th><th>夜間 17時から 22時まで</th><th>終日 8時30分 から 22時まで</th></tr> <tr><td rowspan="2">下弓削地区 中央集会所</td><td>町内者</td><td>円 1,260</td><td>円 1,580</td><td>円 3,780</td></tr> <tr><td>町外者</td><td>3,790</td><td>4,740</td><td>11,370</td></tr> </table> <p>部落集会所使用料</p> <p>使用料は、公用又は公共的及び公益事業のため集会所を使用する場合を除き、次表の定めるところにより使用者から徴収する。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="4">使用料の額</th></tr> <tr><th>昼間 8時30分 から 12時まで</th><th>夜間 17時から 22時まで</th><th colspan="2">終日 8時30分 から 22時まで</th></tr> <tr><td>町内者 円 1,260</td><td>町内者 円 1,580</td><td colspan="2">町内者 円 3,780</td></tr> <tr><td>町外者 3,790</td><td>町外者 4,740</td><td colspan="2">町外者 11,370</td></tr> </table> <p>注 備品器具等を使用する場合は、管理者が別に定める額を加算することができる。</p>	名称	区分	使用料の額			昼間 8時30分 から 12時まで	夜間 17時から 22時まで	終日 8時30分 から 22時まで	下弓削地区 中央集会所	町内者	円 1,260	円 1,580	円 3,780	町外者	3,790	4,740	11,370	使用料の額				昼間 8時30分 から 12時まで	夜間 17時から 22時まで	終日 8時30分 から 22時まで		町内者 円 1,260	町内者 円 1,580	町内者 円 3,780		町外者 3,790	町外者 4,740	町外者 11,370		<p>集会所使用料</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>三分団集会所</th><th>他地域集会所</th></tr> <tr><td>1階和室33畳</td><td>1回につき 1,020円</td><td rowspan="4">無料</td></tr> <tr><td>1階和室10畳</td><td>1回につき 200円</td></tr> <tr><td>2階会議室 21畳</td><td>1回につき 510円</td></tr> <tr><td>2階和室10畳</td><td>1回につき 200円</td></tr> </table> <p>1 1回につきとは、9時から14時まで、14時から19時まで、19時から22時までをそれぞれ1回とする。半端な時間帯の場合は、前述の時間帯に含まれればそれぞれ1回とする。</p> <p>2 三分団集会所については、7月から9月までと11月から翌年の4月までは、定額の1.5倍とする。 (上記以外の期間は、冷暖房は使用できない。)</p> <p>3 三分団集会所については、次の場合は、使用料を徴収しない。 (1) 各種団体が月1月、三分団集会所1階和室33畳で定例会を開催するとき。 (2) 老人クラブが三分団集会所2階の各部屋及び1階和室10畳を使用するとき。 (3) 広報区の集会及び地域自治組織並びにこれらに準ずるもので、村長が認めたとき。 (4) 冠婚葬祭で使用するとき。</p>	区分	三分団集会所	他地域集会所	1階和室33畳	1回につき 1,020円	無料	1階和室10畳	1回につき 200円	2階会議室 21畳	1回につき 510円	2階和室10畳	1回につき 200円	<p>魚島村立集会所料金表</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">集会所名</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">時間制使用料</th><th rowspan="2">1日 使用料</th></tr> <tr><th>昼間 8時半 ~17時</th><th>夜間 17時 ~22時</th></tr> <tr><td rowspan="4">魚島村 集会所</td><td>1階 和室</td><td>円 740</td><td>円 1,050</td><td>(調理室含む) 10,500円</td></tr> <tr><td>2階 ホール</td><td>740</td><td>1,050</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>530</td><td>790</td><td>5,250円</td></tr> <tr><td>浴室</td><td>320</td><td>470</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">魚島西 集会所</td><td>和室</td><td>740</td><td>1,050</td><td>(調理室含む) 10,500円</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>530</td><td>790</td><td>5,250円</td></tr> <tr><td>高井神 集会所</td><td>和室</td><td>370</td><td>530</td><td>5,250円</td></tr> <tr><td>大木 集会所</td><td>洋間</td><td>370</td><td>530</td><td>5,250円</td></tr> </table> <p>(注) 1 祝賀会、建前に使用したときは、所定料金の倍額とする。 2 餅つきに使用したときは、所定料金に10,500円を加えた額とする。 3 宿泊に利用したときは、1日使用料に1人当たり530円、小人370円を加算する。ただし、村民は、半額とする。 4 村外者の使用料金は、所定料金の2倍とする。 5 冷暖房を使用したときは、所定金額の5倍増とする(1日使用の場合2,100円)。 6 その他附属設備、備品を使用した場合は、別に定める額を加算する。</p>	集会所名	区分	時間制使用料		1日 使用料	昼間 8時半 ~17時	夜間 17時 ~22時	魚島村 集会所	1階 和室	円 740	円 1,050	(調理室含む) 10,500円	2階 ホール	740	1,050	10,500円	調理室	530	790	5,250円	浴室	320	470		魚島西 集会所	和室	740	1,050	(調理室含む) 10,500円	調理室	530	790	5,250円	高井神 集会所	和室	370	530	5,250円	大木 集会所	洋間	370	530	5,250円		集会所使用料は、当面現行のとおりとし、新町において検討する。
名称	区分			使用料の額																																																																																									
		昼間 8時30分 から 12時まで	夜間 17時から 22時まで	終日 8時30分 から 22時まで																																																																																									
下弓削地区 中央集会所	町内者	円 1,260	円 1,580	円 3,780																																																																																									
	町外者	3,790	4,740	11,370																																																																																									
使用料の額																																																																																													
昼間 8時30分 から 12時まで	夜間 17時から 22時まで	終日 8時30分 から 22時まで																																																																																											
町内者 円 1,260	町内者 円 1,580	町内者 円 3,780																																																																																											
町外者 3,790	町外者 4,740	町外者 11,370																																																																																											
区分	三分団集会所	他地域集会所																																																																																											
1階和室33畳	1回につき 1,020円	無料																																																																																											
1階和室10畳	1回につき 200円																																																																																												
2階会議室 21畳	1回につき 510円																																																																																												
2階和室10畳	1回につき 200円																																																																																												
集会所名	区分	時間制使用料		1日 使用料																																																																																									
		昼間 8時半 ~17時	夜間 17時 ~22時																																																																																										
魚島村 集会所	1階 和室	円 740	円 1,050	(調理室含む) 10,500円																																																																																									
	2階 ホール	740	1,050	10,500円																																																																																									
	調理室	530	790	5,250円																																																																																									
	浴室	320	470																																																																																										
魚島西 集会所	和室	740	1,050	(調理室含む) 10,500円																																																																																									
	調理室	530	790	5,250円																																																																																									
高井神 集会所	和室	370	530	5,250円																																																																																									
大木 集会所	洋間	370	530	5,250円																																																																																									

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現 況				課 題	調 整 内 容																	
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																			
自家用自動車施設使用料 弓削町有自家用自動車施設使用料 第1 運賃の種類及び金額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">普通運賃</td> <td>乗車一回につき</td> <td>大人</td> <td>円 100</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>小人</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回数券運賃</td> <td>100円券</td> <td>11枚</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>50円券</td> <td>11枚</td> <td>500</td> </tr> </table> 第2 運賃の適用方法 大人運賃と小人運賃の区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>大人運賃</td> <td>中学生以上の者</td> </tr> <tr> <td>小人運賃</td> <td>小学生以下の者</td> </tr> </table> 1 弓削町に住所を有する65歳以上の者 半額免除 2 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 半額免除 3 弓削町に住所を有する小学校就学以前の者 全額免除 4 その他町長において必要と認める者 全額又は半額免除	普通運賃	乗車一回につき	大人	円 100	"	小人	50	回数券運賃	100円券	11枚	1,000	50円券	11枚	500	大人運賃	中学生以上の者	小人運賃	小学生以下の者					岩城村の福祉バスと運営方法の違いがある。 当面は現行どおりとし、新町において岩城村の福祉バスも視野に入れ検討する。
普通運賃		乗車一回につき	大人	円 100																			
	"	小人	50																				
回数券運賃	100円券	11枚	1,000																				
	50円券	11枚	500																				
大人運賃	中学生以上の者																						
小人運賃	小学生以下の者																						

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																												
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																														
港務所使用料	<table border="1"> <caption>弓削町港務所使用料</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>月額 50,400円</td> </tr> <tr> <td>切符売場</td> <td>" 12,600円</td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>" 12,600円</td> </tr> <tr> <td>広告板</td> <td>年額 1区画 5,250円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	食堂	月額 50,400円	切符売場	" 12,600円	売店	" 12,600円	広告板	年額 1区画 5,250円					当面は現行のとおりとする。																																																																																		
種別	金額																																																																																																	
食堂	月額 50,400円																																																																																																	
切符売場	" 12,600円																																																																																																	
売店	" 12,600円																																																																																																	
広告板	年額 1区画 5,250円																																																																																																	
港湾施設使用料			<table border="1"> <caption>港湾施設使用料</caption> <tbody> <tr> <td colspan="5">(1) けい留施設使用料</td> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>岸壁及び物揚場</td> <td>けい船</td> <td>けい留1回 24時間までごとに</td> <td>円 200</td> <td>ただし、本村在籍船は無料</td> </tr> <tr> <td>棧及びフェリーボート接岸施設</td> <td>けい船</td> <td>けい留1回 総トン数 1トンにつき 24時間までごとに</td> <td>フェリー ポート 1円50銭 客船等 1円50銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(2) 荷さばき施設及び野積場使用料</td> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>荷さばき施設</td> <td></td> <td>1㎡につき</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野積場</td> <td></td> <td>1日</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(1) けい留施設占用料</td> </tr> <tr> <th>占用目的別</th> <th>けい留施設の前面の水深</th> <th>単位</th> <th>占用料(1年)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">工作物設置</td> <td>2メートル未満</td> <td>1平方メートル</td> <td>50円以内</td> <td rowspan="4">荷役機械及びその附属建物を設置する場合である。</td> </tr> <tr> <td>2 " 以上</td> <td>"</td> <td>100 "</td> </tr> <tr> <td>4 " "</td> <td>"</td> <td>200 "</td> </tr> <tr> <td>6 " "</td> <td>"</td> <td>300 "</td> </tr> <tr> <td>電柱建設</td> <td></td> <td>1本</td> <td>200円以内</td> <td>1 支柱及び支線共各1本とみなす。 2 H型の場合は電柱2本とみなす。 3 鉄塔又は電柱3本以上で組立てたものは電柱4本とみなす。</td> </tr> <tr> <td>管類埋設</td> <td></td> <td>1メートル</td> <td>20円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(2) 荷さばき施設及び野積場占用料</td> </tr> <tr> <th>占用目的</th> <th>占用地の等級</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">工作物</td> <td>1等地</td> <td rowspan="3">1平方メートル</td> <td>50円以内</td> <td rowspan="3">上屋、倉庫、待合所等を設置する場合である。</td> </tr> <tr> <td>2等地</td> <td>40円 "</td> </tr> <tr> <td>3等地</td> <td>30円 "</td> </tr> </tbody> </table>	(1) けい留施設使用料					施設	種別	単位	使用料	摘要	岸壁及び物揚場	けい船	けい留1回 24時間までごとに	円 200	ただし、本村在籍船は無料	棧及びフェリーボート接岸施設	けい船	けい留1回 総トン数 1トンにつき 24時間までごとに	フェリー ポート 1円50銭 客船等 1円50銭		(2) 荷さばき施設及び野積場使用料					施設	種別	単位	使用料	摘要	荷さばき施設		1㎡につき	円		野積場		1日	4		(1) けい留施設占用料					占用目的別	けい留施設の前面の水深	単位	占用料(1年)	備考	工作物設置	2メートル未満	1平方メートル	50円以内	荷役機械及びその附属建物を設置する場合である。	2 " 以上	"	100 "	4 " "	"	200 "	6 " "	"	300 "	電柱建設		1本	200円以内	1 支柱及び支線共各1本とみなす。 2 H型の場合は電柱2本とみなす。 3 鉄塔又は電柱3本以上で組立てたものは電柱4本とみなす。	管類埋設		1メートル	20円以内		(2) 荷さばき施設及び野積場占用料					占用目的	占用地の等級	単位	占用料	備考	工作物	1等地	1平方メートル	50円以内	上屋、倉庫、待合所等を設置する場合である。	2等地	40円 "	3等地	30円 "	使用料に差異	当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
(1) けい留施設使用料																																																																																																		
施設	種別	単位	使用料	摘要																																																																																														
岸壁及び物揚場	けい船	けい留1回 24時間までごとに	円 200	ただし、本村在籍船は無料																																																																																														
棧及びフェリーボート接岸施設	けい船	けい留1回 総トン数 1トンにつき 24時間までごとに	フェリー ポート 1円50銭 客船等 1円50銭																																																																																															
(2) 荷さばき施設及び野積場使用料																																																																																																		
施設	種別	単位	使用料	摘要																																																																																														
荷さばき施設		1㎡につき	円																																																																																															
野積場		1日	4																																																																																															
(1) けい留施設占用料																																																																																																		
占用目的別	けい留施設の前面の水深	単位	占用料(1年)	備考																																																																																														
工作物設置	2メートル未満	1平方メートル	50円以内	荷役機械及びその附属建物を設置する場合である。																																																																																														
	2 " 以上	"	100 "																																																																																															
	4 " "	"	200 "																																																																																															
	6 " "	"	300 "																																																																																															
電柱建設		1本	200円以内	1 支柱及び支線共各1本とみなす。 2 H型の場合は電柱2本とみなす。 3 鉄塔又は電柱3本以上で組立てたものは電柱4本とみなす。																																																																																														
管類埋設		1メートル	20円以内																																																																																															
(2) 荷さばき施設及び野積場占用料																																																																																																		
占用目的	占用地の等級	単位	占用料	備考																																																																																														
工作物	1等地	1平方メートル	50円以内	上屋、倉庫、待合所等を設置する場合である。																																																																																														
	2等地		40円 "																																																																																															
	3等地		30円 "																																																																																															



上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																				
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																						
		<table border="1"> <tr> <td>トラック</td> <td>1台</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1個</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>上記使用単価に基づき算定した額の5パーセント加算した額を使用料として徴収する。使用料算定に円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入とする。</p>	トラック	1台	30	貨物	1個	1																																																		
トラック	1台	30																																																								
貨物	1個	1																																																								
小型船舶上架施設使用料		<p>生名村小型船舶上架施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>使用料</th> <th>船舶の長さ6m未満</th> <th>船舶の長さ7m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">村</td> <td>基本料金</td> <td>許可した日から3日以内まで</td> <td>円 1,020</td> <td>円 1,530</td> </tr> <tr> <td>割増料金</td> <td>1日につき</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 水道 使用者</td> <td>ジェット・ポンプを使用した場合</td> <td>1回につき</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプを使用しない場合</td> <td>1回につき</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">村</td> <td>基本料金</td> <td>許可した日から3日以内まで</td> <td>3,060</td> <td>4,590</td> </tr> <tr> <td>割増料金</td> <td>1日につき</td> <td>610</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外 水道 使用者</td> <td>ジェット・ポンプを使用した場合</td> <td>1回につき</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>ジェット・ポンプを使用しない場合</td> <td>1回につき</td> <td>900</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	使用料	船舶の長さ6m未満	船舶の長さ7m以上	村	基本料金	許可した日から3日以内まで	円 1,020	円 1,530	割増料金	1日につき	200	200	内 水道 使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,200	1,200	ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	600	600	村	基本料金	許可した日から3日以内まで	3,060	4,590	割増料金	1日につき	610	610	外 水道 使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,800	1,800	ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	900	900			生名村のみ	当面は現行のとおりとする。											
区分	項目	使用料	船舶の長さ6m未満	船舶の長さ7m以上																																																						
村	基本料金	許可した日から3日以内まで	円 1,020	円 1,530																																																						
	割増料金	1日につき	200	200																																																						
内 水道 使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,200	1,200																																																						
	ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	600	600																																																						
村	基本料金	許可した日から3日以内まで	3,060	4,590																																																						
	割増料金	1日につき	610	610																																																						
外 水道 使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,800	1,800																																																						
	ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	900	900																																																						
海岸占用料				<p>魚島村海岸占用料</p> <p>(1) 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>期間</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕作地</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>円 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道・軌道その他これに類するもの</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看板・広告塔</td> <td>1年</td> <td>広告の面積1平方メートル</td> <td>630</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>1年</td> <td>1本</td> <td>250</td> <td>支柱及び支線を含む。</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>1年</td> <td>1本</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>送電塔</td> <td>1年</td> <td>1基</td> <td>760</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業用敷地</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養魚場</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	単 位		金額	摘要	期間	数量	耕作地	1年	1平方メートル	円 6		鉄道・軌道その他これに類するもの	1年	1平方メートル	25		船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標	1年	1平方メートル	37		看板・広告塔	1年	広告の面積1平方メートル	630		電柱	1年	1本	250	支柱及び支線を含む。	その他の柱類	1年	1本	500		送電塔	1年	1基	760		漁業用敷地	1年	1平方メートル	1		養魚場	1年	1平方メートル	25		魚島村のみ	当面は現行のとおりとする。
種目	単 位		金額	摘要																																																						
	期間	数量																																																								
耕作地	1年	1平方メートル	円 6																																																							
鉄道・軌道その他これに類するもの	1年	1平方メートル	25																																																							
船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標	1年	1平方メートル	37																																																							
看板・広告塔	1年	広告の面積1平方メートル	630																																																							
電柱	1年	1本	250	支柱及び支線を含む。																																																						
その他の柱類	1年	1本	500																																																							
送電塔	1年	1基	760																																																							
漁業用敷地	1年	1平方メートル	1																																																							
養魚場	1年	1平方メートル	25																																																							

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																													
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																															
				<table border="1"> <tr> <td>けい船くい</td> <td>1年</td> <td>1本</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">諸管の埋設</td> <td>径口0.2メートル未満のもの</td> <td>1メートル</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの</td> <td>1メートル</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>径口0.5メートル以上のもの</td> <td>1メートル</td> <td>75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伴工一時的なもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>その他</td> <td>1平方メートル</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伴工一時的なもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>伴工一時的なもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1平方メートル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">類似の種目に準じて村長の定める額</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</li> <li>2 期間が1年に満たない場合は、この表に掲げる金額の12分の1を1月の金額とし、期間が1月に満たない場合は、これを1月とみなして計算する。</li> <li>3 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。</li> <li>4 1件の占用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</li> <li>5 1件の占用料が100円未満の場合は、100円とする。</li> </ol> <p>(2) 土石採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td>円42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込み砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td>53</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td>64</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td>110</td> <td>こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転石</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td>1,610</td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td>3,220</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">類似の種目に準じて村長の定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 数量においてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。</li> <li>2 1件の土石採取料が100円未満の場合は、100円とする。</li> </ol>	けい船くい	1年	1本	250		諸管の埋設	径口0.2メートル未満のもの	1メートル	25		径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1メートル	50		その他	径口0.5メートル以上のもの	1メートル	75		伴工一時的なもの	1平方メートル	37		その他	その他	1平方メートル	50		伴工一時的なもの	1平方メートル	25		その他	伴工一時的なもの	1平方メートル	31		その他	1平方メートル			その他	類似の種目に準じて村長の定める額				種目	単位	金額	摘要	土砂	1立方メートル	円42		かき込み砂利	1立方メートル	53		砂・砂利	1立方メートル	64		栗石・玉石	1立方メートル	110	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの	転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,610	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	3,220	その他	類似の種目に準じて村長の定める額				
けい船くい	1年	1本	250																																																																																
諸管の埋設	径口0.2メートル未満のもの	1メートル	25																																																																																
	径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1メートル	50																																																																																
その他	径口0.5メートル以上のもの	1メートル	75																																																																																
	伴工一時的なもの	1平方メートル	37																																																																																
その他	その他	1平方メートル	50																																																																																
	伴工一時的なもの	1平方メートル	25																																																																																
その他	伴工一時的なもの	1平方メートル	31																																																																																
	その他	1平方メートル																																																																																	
その他	類似の種目に準じて村長の定める額																																																																																		
種目	単位	金額	摘要																																																																																
土砂	1立方メートル	円42																																																																																	
かき込み砂利	1立方メートル	53																																																																																	
砂・砂利	1立方メートル	64																																																																																	
栗石・玉石	1立方メートル	110	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの																																																																																
転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,610																																																																																
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	3,220																																																																																
その他	類似の種目に準じて村長の定める額																																																																																		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																																																																																																																		
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																																																																																																																				
漁港施設使用料	<p>弓削町漁港利用料</p> <p>(1) 利用料</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>利用品目</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr> <tr><td rowspan="2">物揚場</td><td>鮮魚介類</td><td>重量50キログラムにつき</td><td>円 1</td></tr> <tr><td>一般貨物</td><td>重量1トンにつき</td><td>30</td></tr> </table> <p>(2) 使用料</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>利用品目</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr> <tr><td>干場・野積場・その他の公共用地</td><td>漁港施設用地</td><td>1日1平方メートルにつき</td><td>円 3.5</td></tr> <tr><td rowspan="2">泊 地</td><td>地元船以外の船舶</td><td>1日船舶の総トン数1トンにつき</td><td>1</td></tr> <tr><td>いかだ類</td><td>1日1平方メートルにつき</td><td>1</td></tr> <tr><td rowspan="6">けい船料</td><td rowspan="2">定期船</td><td>総トン数20トン未満 1ヶ月につき</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>総トン数50トン未満 1ヶ月につき</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>総トン数100トン未満 1ヶ月につき</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>総トン数200トン未満 1ヶ月につき</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>総トン数200トン以上</td><td>2,500</td><td></td></tr> <tr><td>不定期船</td><td>1日船舶の総トン数1トンにつき</td><td>2</td></tr> <tr><td rowspan="6">フェリーボート けい船岸</td><td>大型車</td><td>1台につき</td><td>30</td></tr> <tr><td>中型車</td><td>1台 "</td><td>24</td></tr> <tr><td>小型車</td><td>1台 "</td><td>21</td></tr> <tr><td>自転車</td><td>1台 "</td><td>3</td></tr> <tr><td>単 車</td><td>1台 "</td><td>5</td></tr> <tr><td>旅客大人(12歳以上)</td><td>1人</td><td>2</td></tr> <tr><td>旅客小人(6歳以上)</td><td>1人</td><td>1</td></tr> <tr><td>貨 物</td><td>1トン</td><td>2</td><td></td></tr> </table> <p>(3) 占用料</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">占用種目</th><th colspan="2">単 位</th><th rowspan="2">料 金</th></tr> <tr><th>期間</th><th>数量</th></tr> <tr><td rowspan="2">漁業施設</td><td rowspan="2">工作物その他これに類するもの</td><td>1平方メートル</td><td>1ヶ月</td><td>円 30</td></tr> <tr><td>1ヶ月</td><td>1基</td><td>50</td></tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用の期間が1ヶ月に満たないものは、この表に掲げる料金(日をもって定めたものを除く。)の12分の1を1ヶ月の料金としてその期間が1ヶ月に満たない場合は、これを1ヶ月とみなして計算する。</li> <li>2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は切り上げて計算する。</li> <li>3 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種目に準じて算定する。</li> </ol>	種別	利用品目	単 位	料 金	物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1	一般貨物	重量1トンにつき	30	種別	利用品目	単 位	料 金	干場・野積場・その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 3.5	泊 地	地元船以外の船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	1	いかだ類	1日1平方メートルにつき	1	けい船料	定期船	総トン数20トン未満 1ヶ月につき	1,000	総トン数50トン未満 1ヶ月につき	1,300	総トン数100トン未満 1ヶ月につき	1,600	総トン数200トン未満 1ヶ月につき	2,000	総トン数200トン以上	2,500		不定期船	1日船舶の総トン数1トンにつき	2	フェリーボート けい船岸	大型車	1台につき	30	中型車	1台 "	24	小型車	1台 "	21	自転車	1台 "	3	単 車	1台 "	5	旅客大人(12歳以上)	1人	2	旅客小人(6歳以上)	1人	1	貨 物	1トン	2		種別	占用種目	単 位		料 金	期間	数量	漁業施設	工作物その他これに類するもの	1平方メートル	1ヶ月	円 30	1ヶ月	1基	50	<p>岩城村漁港利用料</p> <p>(1) 利用料</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>利用品目</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr> <tr><td rowspan="2">物揚場</td><td>鮮魚介類</td><td>重量50キログラムにつき</td><td>円 1</td></tr> <tr><td>一般貨物</td><td>重量1トンにつき</td><td>20</td></tr> </table> <p>(2) 使用料</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>利用品目</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr> <tr><td>干場・野積場・その他の公共用地</td><td>漁港施設用地</td><td>1日1平方メートルにつき</td><td>円 1</td></tr> <tr><td rowspan="2">泊 地</td><td>地元船以外の船舶</td><td>1日船舶の総トン数1トンにつき</td><td>1</td></tr> <tr><td>いかだ類</td><td>1日1平方メートルにつき</td><td>1</td></tr> <tr><td rowspan="6">けい船料</td><td rowspan="2">定期船</td><td>総トン数20トン未満 1ヶ月につき</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>総トン数50トン未満 1ヶ月につき</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>総トン数100トン未満 1ヶ月につき</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>総トン数200トン未満 1ヶ月につき</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>総トン数200トン以上</td><td>2,500</td><td></td></tr> <tr><td>不定期船</td><td>1日船舶の総トン数1トンにつき</td><td>2</td></tr> <tr><td rowspan="6">フェリーボート けい船岸</td><td>大型車</td><td>1台につき</td><td>30</td></tr> <tr><td>中型車</td><td>1台 "</td><td>24</td></tr> <tr><td>小型車</td><td>1台 "</td><td>21</td></tr> <tr><td>自転車</td><td>1台 "</td><td>3</td></tr> <tr><td>単 車</td><td>1台 "</td><td>5</td></tr> <tr><td>旅客大人(12歳以上)</td><td>1人</td><td>2</td></tr> <tr><td>旅客小人(6歳以上)</td><td>1人</td><td>1</td></tr> <tr><td>貨 物</td><td>1トン</td><td>2</td><td></td></tr> </table> <p>(3) 占用料</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">占用種目</th><th colspan="2">単 位</th><th rowspan="2">料 金</th></tr> <tr><th>期間</th><th>数量</th></tr> <tr><td rowspan="2">漁業施設</td><td rowspan="2">工作物その他これに類するもの</td><td>1平方メートル</td><td>1ヶ月</td><td>円 10</td></tr> <tr><td>1ヶ月</td><td>1基</td><td>10</td></tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用の期間が1ヶ月に満たないものは、この表に掲げる料金(日をもって定めたものを除く。)の12分の1を1ヶ月の料金としてその期間が1ヶ月に満たない場合は、これを1ヶ月とみなして計算する。</li> <li>2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は切り上げて計算する。</li> <li>3 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種目に準じて算定する。</li> </ol>	種別	利用品目	単 位	料 金	物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1	一般貨物	重量1トンにつき	20	種別	利用品目	単 位	料 金	干場・野積場・その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 1	泊 地	地元船以外の船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	1	いかだ類	1日1平方メートルにつき	1	けい船料	定期船	総トン数20トン未満 1ヶ月につき	1,000	総トン数50トン未満 1ヶ月につき	1,300	総トン数100トン未満 1ヶ月につき	1,600	総トン数200トン未満 1ヶ月につき	2,000	総トン数200トン以上	2,500		不定期船	1日船舶の総トン数1トンにつき	2	フェリーボート けい船岸	大型車	1台につき	30	中型車	1台 "	24	小型車	1台 "	21	自転車	1台 "	3	単 車	1台 "	5	旅客大人(12歳以上)	1人	2	旅客小人(6歳以上)	1人	1	貨 物	1トン	2		種別	占用種目	単 位		料 金	期間	数量	漁業施設	工作物その他これに類するもの	1平方メートル	1ヶ月	円 10	1ヶ月	1基	10	<p>魚島村漁港利用料</p> <p>(1) 利用料</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種別</th><th>利用品目</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr> <tr><td rowspan="2">岸壁及び物揚場</td><td>鮮魚介類</td><td>重量50キログラムにつき</td><td>円 1</td></tr> <tr><td>一般貨物</td><td>重量1トンにつき</td><td>20</td></tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この表により算出した総額に5パーセントを加算する。</li> <li>2 地元根拠船は無料とする。</li> </ol> <p>(2) 使用料</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種別</th><th>利用品目</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr> <tr><td>干場 その他の公共用地</td><td>物 揚 場</td><td>1日1平方メートルにつき</td><td>円 1</td></tr> <tr><td rowspan="2">泊 地</td><td>地元船以外の船舶</td><td>1日船舶の総トン数1トンにつき</td><td>1</td></tr> <tr><td>いかだ類</td><td>1日1平方メートルにつき</td><td>1</td></tr> <tr><td rowspan="2">岸壁 物揚場</td><td rowspan="2">けい留 船 舟</td><td>1日1トンにつき</td><td rowspan="2">1</td></tr> <tr><td>ただし、前項利用料を納入した船舶であって役期間中のものは無料とする。</td></tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この表により算出した総額に5パーセントを加算する。</li> </ol> <p>(3) 占用料</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">占用種目</th><th colspan="2">単 位</th><th rowspan="2">料 金</th></tr> <tr><th>期間</th><th>数量</th></tr> <tr><td rowspan="10">漁業施設 用 地</td><td rowspan="2">工作物、その他これに類するもの</td><td>1平方メートル</td><td>1ヶ月</td><td>10円</td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>広告板</td><td>"</td><td>1基</td><td>10円</td></tr> <tr><td>荷役機械</td><td>"</td><td>1平方メートル以内</td><td>100円以内</td></tr> <tr><td>油類・タンク類</td><td>"</td><td>"</td><td>100円以内</td></tr> <tr><td>けい船杭</td><td>"</td><td>1本</td><td>50円以内</td></tr> <tr><td>電柱支柱 支線</td><td>"</td><td>"</td><td>50円</td></tr> <tr><td>H 型 柱</td><td>"</td><td>1基</td><td>100円</td></tr> <tr><td>鉄 塔</td><td>"</td><td>"</td><td>100円</td></tr> <tr><td>管類 埋架設</td><td>"</td><td>1メートル</td><td>20円以内</td></tr> </table> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用の期間が1月に満たない場合は(日をもって定めたものを除く。)、これを1月とみなして計算する。</li> <li>2 面積がこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、切り上げて計算する。</li> <li>3 1件の料金は50円をもって最低とする。</li> <li>4 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種目に準じて算定する。</li> <li>5 この表により算出した総額に5パーセントを加算する。</li> </ol>	施設の種別	利用品目	単 位	料 金	岸壁及び物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1	一般貨物	重量1トンにつき	20	施設の種別	利用品目	単 位	料 金	干場 その他の公共用地	物 揚 場	1日1平方メートルにつき	円 1	泊 地	地元船以外の船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	1	いかだ類	1日1平方メートルにつき	1	岸壁 物揚場	けい留 船 舟	1日1トンにつき	1	ただし、前項利用料を納入した船舶であって役期間中のものは無料とする。	種別	占用種目	単 位		料 金	期間	数量	漁業施設 用 地	工作物、その他これに類するもの	1平方メートル	1ヶ月	10円	"	"	"	広告板	"	1基	10円	荷役機械	"	1平方メートル以内	100円以内	油類・タンク類	"	"	100円以内	けい船杭	"	1本	50円以内	電柱支柱 支線	"	"	50円	H 型 柱	"	1基	100円	鉄 塔	"	"	100円	管類 埋架設	"	1メートル	20円以内	<p>利用料、使用料、占用料に差異がある。</p> <p>当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。</p>
種別	利用品目	単 位	料 金																																																																																																																																																																																																																																																					
物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1																																																																																																																																																																																																																																																					
	一般貨物	重量1トンにつき	30																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	利用品目	単 位	料 金																																																																																																																																																																																																																																																					
干場・野積場・その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 3.5																																																																																																																																																																																																																																																					
泊 地	地元船以外の船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
	いかだ類	1日1平方メートルにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
けい船料	定期船	総トン数20トン未満 1ヶ月につき	1,000																																																																																																																																																																																																																																																					
		総トン数50トン未満 1ヶ月につき	1,300																																																																																																																																																																																																																																																					
	総トン数100トン未満 1ヶ月につき	1,600																																																																																																																																																																																																																																																						
	総トン数200トン未満 1ヶ月につき	2,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	総トン数200トン以上	2,500																																																																																																																																																																																																																																																						
	不定期船	1日船舶の総トン数1トンにつき	2																																																																																																																																																																																																																																																					
フェリーボート けい船岸	大型車	1台につき	30																																																																																																																																																																																																																																																					
	中型車	1台 "	24																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型車	1台 "	21																																																																																																																																																																																																																																																					
	自転車	1台 "	3																																																																																																																																																																																																																																																					
	単 車	1台 "	5																																																																																																																																																																																																																																																					
	旅客大人(12歳以上)	1人	2																																																																																																																																																																																																																																																					
旅客小人(6歳以上)	1人	1																																																																																																																																																																																																																																																						
貨 物	1トン	2																																																																																																																																																																																																																																																						
種別	占用種目	単 位		料 金																																																																																																																																																																																																																																																				
		期間	数量																																																																																																																																																																																																																																																					
漁業施設	工作物その他これに類するもの	1平方メートル	1ヶ月	円 30																																																																																																																																																																																																																																																				
		1ヶ月	1基	50																																																																																																																																																																																																																																																				
種別	利用品目	単 位	料 金																																																																																																																																																																																																																																																					
物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1																																																																																																																																																																																																																																																					
	一般貨物	重量1トンにつき	20																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	利用品目	単 位	料 金																																																																																																																																																																																																																																																					
干場・野積場・その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 1																																																																																																																																																																																																																																																					
泊 地	地元船以外の船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
	いかだ類	1日1平方メートルにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
けい船料	定期船	総トン数20トン未満 1ヶ月につき	1,000																																																																																																																																																																																																																																																					
		総トン数50トン未満 1ヶ月につき	1,300																																																																																																																																																																																																																																																					
	総トン数100トン未満 1ヶ月につき	1,600																																																																																																																																																																																																																																																						
	総トン数200トン未満 1ヶ月につき	2,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	総トン数200トン以上	2,500																																																																																																																																																																																																																																																						
	不定期船	1日船舶の総トン数1トンにつき	2																																																																																																																																																																																																																																																					
フェリーボート けい船岸	大型車	1台につき	30																																																																																																																																																																																																																																																					
	中型車	1台 "	24																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型車	1台 "	21																																																																																																																																																																																																																																																					
	自転車	1台 "	3																																																																																																																																																																																																																																																					
	単 車	1台 "	5																																																																																																																																																																																																																																																					
	旅客大人(12歳以上)	1人	2																																																																																																																																																																																																																																																					
旅客小人(6歳以上)	1人	1																																																																																																																																																																																																																																																						
貨 物	1トン	2																																																																																																																																																																																																																																																						
種別	占用種目	単 位		料 金																																																																																																																																																																																																																																																				
		期間	数量																																																																																																																																																																																																																																																					
漁業施設	工作物その他これに類するもの	1平方メートル	1ヶ月	円 10																																																																																																																																																																																																																																																				
		1ヶ月	1基	10																																																																																																																																																																																																																																																				
施設の種別	利用品目	単 位	料 金																																																																																																																																																																																																																																																					
岸壁及び物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1																																																																																																																																																																																																																																																					
	一般貨物	重量1トンにつき	20																																																																																																																																																																																																																																																					
施設の種別	利用品目	単 位	料 金																																																																																																																																																																																																																																																					
干場 その他の公共用地	物 揚 場	1日1平方メートルにつき	円 1																																																																																																																																																																																																																																																					
泊 地	地元船以外の船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
	いかだ類	1日1平方メートルにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
岸壁 物揚場	けい留 船 舟	1日1トンにつき	1																																																																																																																																																																																																																																																					
		ただし、前項利用料を納入した船舶であって役期間中のものは無料とする。																																																																																																																																																																																																																																																						
種別	占用種目	単 位		料 金																																																																																																																																																																																																																																																				
		期間	数量																																																																																																																																																																																																																																																					
漁業施設 用 地	工作物、その他これに類するもの	1平方メートル	1ヶ月	10円																																																																																																																																																																																																																																																				
		"	"	"																																																																																																																																																																																																																																																				
	広告板	"	1基	10円																																																																																																																																																																																																																																																				
	荷役機械	"	1平方メートル以内	100円以内																																																																																																																																																																																																																																																				
	油類・タンク類	"	"	100円以内																																																																																																																																																																																																																																																				
	けい船杭	"	1本	50円以内																																																																																																																																																																																																																																																				
	電柱支柱 支線	"	"	50円																																																																																																																																																																																																																																																				
	H 型 柱	"	1基	100円																																																																																																																																																																																																																																																				
	鉄 塔	"	"	100円																																																																																																																																																																																																																																																				
	管類 埋架設	"	1メートル	20円以内																																																																																																																																																																																																																																																				

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																		
	<p>(4) 土砂採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂採取料</td> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td></td> <td>円21</td> <td rowspan="4">こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td>かきこみ砂利</td> <td>同</td> <td></td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>同</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>同</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">占用料</td> <td>電柱、支柱、支線</td> <td>1年</td> <td>1本</td> <td>52</td> <td rowspan="11">直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>鉄塔、H型柱</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>広告物</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>各種機械</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>物干場、物置場</td> <td>同</td> <td>1平方メートル</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>作業場、仮小屋</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>船舶けい留所、浮標</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>けい船</td> <td>同</td> <td>1本</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>電線類</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他の工作物</td> <td>同</td> <td>1平方メートル</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>工作物を設けないもの</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ケーブル、索道</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。                  注2 (1)～(3)表注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。</p>	区分	種目	単位	数量	料金	摘要	土砂採取料	土砂	1立方メートル		円21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの	かきこみ砂利	同		42	砂・砂利	同		53	栗石・玉石	同		53	占用料	電柱、支柱、支線	1年	1本	52	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	鉄塔、H型柱	同	1基	104	広告物	同	同	104	各種機械	同	同	31	管類	同	1メートル	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	物干場、物置場	同	1平方メートル	20	作業場、仮小屋	同	同	26	船舶けい留所、浮標	同	同	31	けい船	同	1本	20	電線類	同	1メートル	2	その他の工作物	同	1平方メートル	36	工作物を設けないもの	同	同	20	ケーブル、索道	同	1メートル	4																							
区分	種目	単位	数量	料金	摘要																																																																																																	
土砂採取料	土砂	1立方メートル		円21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの																																																																																																	
	かきこみ砂利	同		42																																																																																																		
	砂・砂利	同		53																																																																																																		
	栗石・玉石	同		53																																																																																																		
占用料	電柱、支柱、支線	1年	1本	52	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																	
	鉄塔、H型柱	同	1基	104																																																																																																		
	広告物	同	同	104																																																																																																		
	各種機械	同	同	31																																																																																																		
	管類	同	1メートル	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																		
	物干場、物置場	同	1平方メートル	20																																																																																																		
	作業場、仮小屋	同	同	26																																																																																																		
	船舶けい留所、浮標	同	同	31																																																																																																		
	けい船	同	1本	20																																																																																																		
	電線類	同	1メートル	2																																																																																																		
	その他の工作物	同	1平方メートル	36																																																																																																		
工作物を設けないもの	同	同	20																																																																																																			
ケーブル、索道	同	1メートル	4																																																																																																			
		<p>(4) 土砂採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂採取料</td> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td></td> <td>円21</td> <td rowspan="4">こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td>かきこみ砂利</td> <td>同</td> <td></td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>同</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>同</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">占用料</td> <td>電柱、支柱、支線</td> <td>1年</td> <td>1本</td> <td>52</td> <td rowspan="11">直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>鉄塔、H型柱</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>広告物</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>各種機械</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>物干場、物置場</td> <td>同</td> <td>1平方メートル</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>作業場、仮小屋</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>船舶けい留所、浮標</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>けい船</td> <td>同</td> <td>1本</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>電線類</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他の工作物</td> <td>同</td> <td>1平方メートル</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>工作物を設けないもの</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ケーブル、索道</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。                  注2 (1)～(3)表注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>岩城村漁港施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岸壁及び物揚場</td> <td rowspan="2">けい船</td> <td>けい留1回24時間まで</td> <td>200円</td> <td>ただし本村在籍船は無料</td> </tr> <tr> <td>けい留1回総トン数1トンにつき24時間まで</td> <td>フェリーポート1円50銭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棧橋及びフェリーポート</td> <td>けい船</td> <td>けい留1回総トン数1トンにつき24時間まで</td> <td>客船等1円50銭</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、途中寄港の場合は往復1回とする。</p>	区分	種目	単位	数量	料金	摘要	土砂採取料	土砂	1立方メートル		円21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの	かきこみ砂利	同		42	砂・砂利	同		53	栗石・玉石	同		53	占用料	電柱、支柱、支線	1年	1本	52	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	鉄塔、H型柱	同	1基	104	広告物	同	同	104	各種機械	同	同	31	管類	同	1メートル	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	物干場、物置場	同	1平方メートル	20	作業場、仮小屋	同	同	26	船舶けい留所、浮標	同	同	31	けい船	同	1本	20	電線類	同	1メートル	2	その他の工作物	同	1平方メートル	36	工作物を設けないもの	同	同	20	ケーブル、索道	同	1メートル	4	施設	種別	単位	使用料	摘要	岸壁及び物揚場	けい船	けい留1回24時間まで	200円	ただし本村在籍船は無料	けい留1回総トン数1トンにつき24時間まで	フェリーポート1円50銭		棧橋及びフェリーポート	けい船	けい留1回総トン数1トンにつき24時間まで	客船等1円50銭					
区分	種目	単位	数量	料金	摘要																																																																																																	
土砂採取料	土砂	1立方メートル		円21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの																																																																																																	
	かきこみ砂利	同		42																																																																																																		
	砂・砂利	同		53																																																																																																		
	栗石・玉石	同		53																																																																																																		
占用料	電柱、支柱、支線	1年	1本	52	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																	
	鉄塔、H型柱	同	1基	104																																																																																																		
	広告物	同	同	104																																																																																																		
	各種機械	同	同	31																																																																																																		
	管類	同	1メートル	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																		
	物干場、物置場	同	1平方メートル	20																																																																																																		
	作業場、仮小屋	同	同	26																																																																																																		
	船舶けい留所、浮標	同	同	31																																																																																																		
	けい船	同	1本	20																																																																																																		
	電線類	同	1メートル	2																																																																																																		
	その他の工作物	同	1平方メートル	36																																																																																																		
工作物を設けないもの	同	同	20																																																																																																			
ケーブル、索道	同	1メートル	4																																																																																																			
施設	種別	単位	使用料	摘要																																																																																																		
岸壁及び物揚場	けい船	けい留1回24時間まで	200円	ただし本村在籍船は無料																																																																																																		
		けい留1回総トン数1トンにつき24時間まで	フェリーポート1円50銭																																																																																																			
棧橋及びフェリーポート	けい船	けい留1回総トン数1トンにつき24時間まで	客船等1円50銭																																																																																																			
			<p>(4) 土砂採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂採取料</td> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td></td> <td>円21</td> <td rowspan="4">こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td>かきこみ砂利</td> <td>同</td> <td></td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>同</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>同</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">占用料</td> <td>物干場、物置場</td> <td>1年</td> <td>1平方メートル</td> <td>20</td> <td rowspan="11">直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>作業場、仮小屋</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>けい留所</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>浮標</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>広告物</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>電柱、支柱、支線</td> <td>同</td> <td>1本</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>鉄塔、H型柱</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>船舶けい留所、浮標</td> <td>同</td> <td>1本</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>各種機械</td> <td>同</td> <td>1基</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>同</td> <td>1メートル</td> <td>直径30センチメートルを増すごとに20円を加算</td> </tr> <tr> <td>埋架設</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ケーブル、索道</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>電線類</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他の工作物</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>工作物を設けないもの</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種目	単位	数量	料金	摘要	土砂採取料	土砂	1立方メートル		円21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの	かきこみ砂利	同		42	砂・砂利	同		53	栗石・玉石	同		53	占用料	物干場、物置場	1年	1平方メートル	20	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	作業場、仮小屋	同	同	26	船舶	同	同	31	けい留所	同	同	31	浮標	同	同	31	広告物	同	1基	104	電柱、支柱、支線	同	1本	52	鉄塔、H型柱	同	1基	104	船舶けい留所、浮標	同	1本	20	各種機械	同	1基	31	管類	同	1メートル	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算	埋架設	同	同	20	ケーブル、索道	同	同	4	電線類	同	同	2	その他の工作物	同	同	36	工作物を設けないもの	同	同	20									
区分	種目	単位	数量	料金	摘要																																																																																																	
土砂採取料	土砂	1立方メートル		円21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの																																																																																																	
	かきこみ砂利	同		42																																																																																																		
	砂・砂利	同		53																																																																																																		
	栗石・玉石	同		53																																																																																																		
占用料	物干場、物置場	1年	1平方メートル	20	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																	
	作業場、仮小屋	同	同	26																																																																																																		
	船舶	同	同	31																																																																																																		
	けい留所	同	同	31																																																																																																		
	浮標	同	同	31																																																																																																		
	広告物	同	1基	104																																																																																																		
	電柱、支柱、支線	同	1本	52																																																																																																		
	鉄塔、H型柱	同	1基	104																																																																																																		
	船舶けい留所、浮標	同	1本	20																																																																																																		
	各種機械	同	1基	31																																																																																																		
	管類	同	1メートル	直径30センチメートルを増すごとに20円を加算																																																																																																		
埋架設	同	同	20																																																																																																			
ケーブル、索道	同	同	4																																																																																																			
電線類	同	同	2																																																																																																			
その他の工作物	同	同	36																																																																																																			
工作物を設けないもの	同	同	20																																																																																																			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容											
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村													
			<p>岩城村港務所使用料</p> <p>(1) 港務所使用料                      ア 売店の使用料 月額510円                      ただし、区長が売店の使用を希望するものについて、使用料等の条件を競争入札に付して定めた額によることができる。                      イ 自転車置場使用料                      自転車 1台1箇月につき50円                      原動機付自転車、2輪の軽自動車 1台1箇月につき80円</p> <p>(2) 棧橋使用料                      ア 船舶繫船料(村内の農耕漁船を除く。) 1回につき50円                      イ 貨物の積卸し(村内の農耕漁用の物件を除く。) 1個(石油箱大を標準とする。)につき10円</p>														
ふ頭用地使用料		<p>ふ頭用地使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>1日、1㎡当たりの使用単価</th> </tr> <tr> <td>石材類</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>木材類</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2円</td> </tr> </table> <p>上記使用単価に基づき算定した額に5パーセント加算した額を使用料として徴収する。                      使用料算定に1円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入する。</p>	種類	1日、1㎡当たりの使用単価	石材類	2円	金属類	2円	木材類	2円	工作物	2円	その他	2円			当面は現行のとおりとする。
種類	1日、1㎡当たりの使用単価																
石材類	2円																
金属類	2円																
木材類	2円																
工作物	2円																
その他	2円																

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容										
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村												
共同作業場使用料	弓削町共同作業場使用料 使用料は、年額116,000円を、使用者から徴収する。					当面は現行のとおりとする。										
農水産物処理加工施設使用料			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">岩城村農水産物処理加工施設使用料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レモン果汁加工室</td> <td>1,000円/日</td> </tr> <tr> <td>レモンハート加工室</td> <td>1,000円/日</td> </tr> <tr> <td>漬物加工室</td> <td>1,000円/日</td> </tr> </tbody> </table>	岩城村農水産物処理加工施設使用料		区分	使用料	レモン果汁加工室	1,000円/日	レモンハート加工室	1,000円/日	漬物加工室	1,000円/日			当面は現行のとおりとする。
岩城村農水産物処理加工施設使用料																
区分	使用料															
レモン果汁加工室	1,000円/日															
レモンハート加工室	1,000円/日															
漬物加工室	1,000円/日															
農産物集荷場使用料		生名村農産物集荷場使用料 (1) 各種農産物 1日(10kg当たり) 1円 (2) その他のもの 1日当たり 1,000円				当面は現行のとおりとする。										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現 況				課 題	調 整 内 容														
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																
CATV放送使用料	<p>弓削町CATV放送使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金 (1引込線)</td> <td>月額 1,100円 (保安器1個)</td> </tr> <tr> <td>ホームターミナル 使用料金</td> <td>月額 1台につき 500円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金及びホームターミナル使用料にそれぞれ消費税及び地方消費税を加算した金額を徴収する。</li> <li>CATV放送の加入金は、1世帯につき30,000円(消費税及び地方消費税は含まない。)とし、加入の際これを徴収する。</li> </ul>	区 分	金 額	基本料金 (1引込線)	月額 1,100円 (保安器1個)	ホームターミナル 使用料金	月額 1台につき 500円			魚島村ケーブルテレビジョン使用料 1世帯(保安器1個)につき、月額200円とする。	弓削町と魚島村の格差	当面は現行のとおりとする。								
区 分	金 額																			
基本料金 (1引込線)	月額 1,100円 (保安器1個)																			
ホームターミナル 使用料金	月額 1台につき 500円																			
CATV広告放送使用料	<p>弓削町CATV広告放送使用料</p> <p>(1) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放送形態</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像回覧 板放送時 における 広告放送</td> <td>3,000円/日 (1画面 約30秒) (10回未満/日放送)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,000円/日 (1画面 約30秒) (10回以上/日放送)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記使用料の消費税及び地方消費税は別途必要です。</p> <p>(2) CM制作料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文字放送 (音声・BGM・テロップのみ)</td> <td>円 2,000</td> </tr> <tr> <td>文字放送 (背景写真取り込み)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>文字放送 (背景動画)</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記使用料の消費税及び地方消費税は別途必要です。</p>	放送形態	金 額	映像回覧 板放送時 における 広告放送	3,000円/日 (1画面 約30秒) (10回未満/日放送)		4,000円/日 (1画面 約30秒) (10回以上/日放送)	区 分	金 額	文字放送 (音声・BGM・テロップのみ)	円 2,000	文字放送 (背景写真取り込み)	3,000	文字放送 (背景動画)	10,000					弓削町の例により合併時に統合する。
放送形態	金 額																			
映像回覧 板放送時 における 広告放送	3,000円/日 (1画面 約30秒) (10回未満/日放送)																			
	4,000円/日 (1画面 約30秒) (10回以上/日放送)																			
区 分	金 額																			
文字放送 (音声・BGM・テロップのみ)	円 2,000																			
文字放送 (背景写真取り込み)	3,000																			
文字放送 (背景動画)	10,000																			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																						
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																								
水道使用料	<p>上島水道企業団給水料 【上島水道企業団】</p> <p>(1) 給水料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本</th> <th>超過</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>1,200円</td> <td>6以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>800 (円/)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 量水器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>量水器使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1100円</td> </tr> <tr> <td>65mm以上</td> <td>企業長が定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 加入金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>65mm以上</td> <td>企業長が定める。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水料金の額は、上表(1)に定める区分により基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</li> <li>給水料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、企業長が、定めた日をいう。)に、領す域の点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。</li> <li>量水器の使用料は、上表(2)に定める区分による額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</li> <li>月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの給水料金及び使用料は次の通りとする。 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額</li> <li>月の途中において、給水装置の種類及び用途の変更又は量水器の口径変更がある場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</li> <li>量水器の使用料は、給水日数が15日未満のときは所定金額の2分の1とし、給水日数が15日以上かつ1ヶ月未満のときは1ヶ月とみなして算定する。</li> <li>加入金の額は、量水器の口径に応じ上表(3)に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から改造前の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とし、従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置しようとする者に係る加入金の額は、新規に設置しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から撤去しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。</li> </ul>	基本	超過	その他	水量	料金	水量	5	1,200円	6以上			270円			800 (円/)	口径	量水器使用料	20mm	220円	25mm	250円	30mm	400円	40mm	500円	50mm	1100円	65mm以上	企業長が定める。	口径	加入金	20mm	50,000円	25mm	90,000円	30mm	150,000円	40mm	300,000円	50mm	500,000円	65mm以上	企業長が定める。			<p>魚島村簡易水道使用料</p> <p>(1) 一般用給水装置 ア 基本料金 2立方メートルまで 530円 イ 超過料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用数量</th> <th>1立方メートル当たりの料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3立方メートルから 10立方メートルまで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>11立方メートルから 20立方メートルまで</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>21立方メートルから 30立方メートルまで</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>31立方メートルから 40立方メートルまで</td> <td>470円</td> </tr> <tr> <td>41立方メートル以上</td> <td>890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 産業用給水装置 1立方メートルにつき 890円</p> <p>(3) 臨時用給水装置 890円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、村長は、これを変更することができる。</li> </ul>	使用数量	1立方メートル当たりの料金	3立方メートルから 10立方メートルまで	260円	11立方メートルから 20立方メートルまで	320円	21立方メートルから 30立方メートルまで	370円	31立方メートルから 40立方メートルまで	470円	41立方メートル以上	890円	現行のとおりとする。
基本	超過	その他																																																										
水量	料金	水量																																																										
5	1,200円	6以上																																																										
		270円																																																										
		800 (円/)																																																										
口径	量水器使用料																																																											
20mm	220円																																																											
25mm	250円																																																											
30mm	400円																																																											
40mm	500円																																																											
50mm	1100円																																																											
65mm以上	企業長が定める。																																																											
口径	加入金																																																											
20mm	50,000円																																																											
25mm	90,000円																																																											
30mm	150,000円																																																											
40mm	300,000円																																																											
50mm	500,000円																																																											
65mm以上	企業長が定める。																																																											
使用数量	1立方メートル当たりの料金																																																											
3立方メートルから 10立方メートルまで	260円																																																											
11立方メートルから 20立方メートルまで	320円																																																											
21立方メートルから 30立方メートルまで	370円																																																											
31立方メートルから 40立方メートルまで	470円																																																											
41立方メートル以上	890円																																																											

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																	
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																			
排水施設使用料	<p>弓削町公共下水道使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料(1につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般</td> <td rowspan="5">10</td> <td rowspan="5">1,000</td> <td>10を超え</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>20まで</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>20を超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>30を超え</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>50まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50を超え</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>るもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した下水の量に応じ、上表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 使用者が排除した下水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>水道水及び水道水以外の水を併用して排除した場合は、水道の使用量と前号の方法により認定した水量を合計した使用水量とする。</p> <p>製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する下水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した下水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した下水の量を認定するものとする。</p> <p>3 使用者が使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。</p>	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1につき)	一般	10	1,000	10を超え	円	20まで	110	20を超え		30まで	130	30を超え	145	50まで		50を超え	160	るもの		<p>生名村公共下水道使用料</p> <p>1 一般家庭</p> <p>(1) 基本料金 1世帯につき 1,500円</p> <p>(2) 人数割料金 1人につき 300円</p> <p>年に数回使用する場合は、基本料金の3か月分を当該年度使用料とする。</p> <p>2 事業所(宿泊施設)</p> <p>(1) 基本料金 1施設につき 3,000円</p> <p>(2) 居住人員割料金 1人につき 300円</p> <p>(3) 収容人員加算料金 収容人員20人まで 1,500円</p> <p>収容人員40人まで 3,000円</p> <p>収容人員60人まで 4,500円</p> <p>収容人員80人まで 6,000円</p> <p>3 事業所(宿泊施設を除く事業所)</p> <p>(1) 基本料金 1施設につき 3,000円</p> <p>(2) 居住人員割料金 1人につき 300円</p> <p>(3) 従業員加算料金 従業員20人まで 600円</p> <p>従業員40人まで 1,800円</p> <p>従業員60人まで 3,000円</p> <p>・ 使用料の額は、上記に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、上記に定める施設以外の施設については、使用者の使用の態様を勘案して町長が決定する。</p> <p>・ 使用者が使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。</p>	<p>岩城村農業集落排水処理施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>人員</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>1世帯当たり月額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>3人から4人</td> <td>1世帯当たり月額 3,500円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1世帯当たり月額 4,500円</td> </tr> </table> <p>(注) この表に掲げる使用料の額は、消費税を含む。</p> <p>1 使用料は、世帯の人員等により算定する。</p> <p>2 使用料の算定基準日は、4月1日及び10月1日とする。ただし、村長が特別の理由により必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>3 使用者が月の途中において、施設の使用を開始、休止又は廃止したときの使用料の算定は、使用日数に応じ、日割計算とする。</p>	人員	使用料	2人以上	1世帯当たり月額 2,500円	3人から4人	1世帯当たり月額 3,500円	5人以上	1世帯当たり月額 4,500円	<p>魚島村下水道使用料</p> <p>(1) 一般家庭用</p> <p>ア 基本料金 1世帯(1住居) 1,020円</p> <p>イ 人数割料金</p> <table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td>8人以上</td> <td>1,430円</td> </tr> </table> <p>(2) 業務用</p> <p>基本料金1,020円及び使用水量</p> <p>1立方メートル当たり 100円</p>	人数	料金	1人	310円	2人	610円	3人	820円	4人	1,020円	5人	1,120円	6人	1,220円	7人	1,330円	8人以上	1,430円	<p>当面は現行のとおりとし、新町において財政規模などを基に、統一する方向で検討する。</p>
	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1につき)																																																		
一般	10	1,000	10を超え	円																																																			
			20まで	110																																																			
			20を超え																																																				
			30まで	130																																																			
			30を超え	145																																																			
50まで																																																							
50を超え	160																																																						
るもの																																																							
人員	使用料																																																						
2人以上	1世帯当たり月額 2,500円																																																						
3人から4人	1世帯当たり月額 3,500円																																																						
5人以上	1世帯当たり月額 4,500円																																																						
人数	料金																																																						
1人	310円																																																						
2人	610円																																																						
3人	820円																																																						
4人	1,020円																																																						
5人	1,120円																																																						
6人	1,220円																																																						
7人	1,330円																																																						
8人以上	1,430円																																																						
	<p>弓削町農業集落排水処理施設使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料(1につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般</td> <td rowspan="5">10</td> <td rowspan="5">1,000</td> <td>10を超え</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>20まで</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>20を超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>30を超え</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>50まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50を超え</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>るもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、上表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。</p>	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1につき)	一般	10	1,000	10を超え	円	20まで	110	20を超え		30まで	130	30を超え	145	50まで		50を超え	160	るもの					<p>当面は現行のとおりとし、新町において財政規模などを基に、統一する方向で検討する。</p>																										
種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1につき)																																																			
一般	10	1,000	10を超え	円																																																			
			20まで	110																																																			
			20を超え																																																				
			30まで	130																																																			
			30を超え	145																																																			
50まで																																																							
50を超え	160																																																						
るもの																																																							

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																		
	<p>水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を助案して町長が認定する。</p> <p>水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を助案して町長が認定する。</p> <p>水道水及び水道水以外の水を併用して排除した場合は、水道の使用量と前号の方法により認定した水量を合計した使用水量とする。</p> <p>製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を助案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>3 使用者が使用月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。</p>																																					
	<p>弓削町特定地域生活排水処理施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料(1につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般</td> <td rowspan="5">10</td> <td rowspan="5">1,000</td> <td>10 を超え</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>20 まで</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>20 を超え</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>30 まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 を超え</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50 まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50 を超え</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>るもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、上表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を助案して町長が認定する。</p> <p>水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を助案して町長が認定する。</p> <p>水道水及び水道水以外の水を併用して排除した場合は、水道の使用量と前号の方法により認定した水量を合計した使用水量とする。</p> <p>製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い合併処理浄化槽に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に合併処理浄化槽に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日</p>	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1につき)	一般	10	1,000	10 を超え	円	20 まで	110	20 を超え	130	30 まで		30 を超え	145				50 まで					50 を超え	160				るもの					当面は現行のとおりとする。
種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1につき)																																		
一般	10	1,000	10 を超え	円																																		
			20 まで	110																																		
			20 を超え	130																																		
			30 まで																																			
			30 を超え	145																																		
			50 まで																																			
			50 を超え	160																																		
			るもの																																			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
	<p>から起算して5日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>3 使用者が使用月の中途において合併処理浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。</p>					
し尿処理場使用料		<p>上島地区し尿処理場使用料 【上島地区衛生事務組合】 1リットルにつき 1.05円</p>				現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
公営住宅使用料	<p>弓削町営住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>平均家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S42</td><td>簡易耐火平屋</td><td>8</td><td>36.00</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S42</td><td>簡易耐火平屋</td><td>10</td><td>31.00</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S43</td><td>簡易耐火平屋</td><td>16</td><td>31.50</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S43</td><td>簡易耐火平屋</td><td>4</td><td>36.50</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S44</td><td>簡易耐火平屋</td><td>8</td><td>36.50</td><td>6,800</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S44</td><td>簡易耐火平屋</td><td>12</td><td>31.50</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S44</td><td>簡易耐火2F</td><td>24</td><td>31.50</td><td>7,100</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S44</td><td>簡易耐火2F</td><td>24</td><td>39.70</td><td>10,500</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S45</td><td>簡易耐火2F</td><td>24</td><td>39.70</td><td>9,300</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S46</td><td>簡易耐火2F</td><td>18</td><td>43.20</td><td>11,200</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S46</td><td>簡易耐火2F</td><td>12</td><td>39.70</td><td>9,700</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S56</td><td>簡易耐火平屋</td><td>4</td><td>62.50</td><td>13,900</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘</td><td>S58</td><td>簡易耐火2F</td><td>4</td><td>63.40</td><td>20,600</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)	緑ヶ丘	S42	簡易耐火平屋	8	36.00	3,800	緑ヶ丘	S42	簡易耐火平屋	10	31.00	3,000	緑ヶ丘	S43	簡易耐火平屋	16	31.50	5,500	緑ヶ丘	S43	簡易耐火平屋	4	36.50	7,000	緑ヶ丘	S44	簡易耐火平屋	8	36.50	6,800	緑ヶ丘	S44	簡易耐火平屋	12	31.50	5,500	緑ヶ丘	S44	簡易耐火2F	24	31.50	7,100	緑ヶ丘	S44	簡易耐火2F	24	39.70	10,500	緑ヶ丘	S45	簡易耐火2F	24	39.70	9,300	緑ヶ丘	S46	簡易耐火2F	18	43.20	11,200	緑ヶ丘	S46	簡易耐火2F	12	39.70	9,700	緑ヶ丘	S56	簡易耐火平屋	4	62.50	13,900	緑ヶ丘	S58	簡易耐火2F	4	63.40	20,600	<p>生名村営住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>平均家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>恵生A団地</td><td>S29</td><td>特殊耐火2F</td><td>10</td><td>46.44</td><td>5,620</td></tr> <tr><td>恵生A団地</td><td>S34</td><td>木造平屋</td><td>13</td><td>34.71</td><td>3,108</td></tr> <tr><td>恵生B団地</td><td>S32</td><td>木造平屋</td><td>5</td><td>34.71</td><td>2,313</td></tr> <tr><td>恵生B団地</td><td>S33</td><td>木造平屋</td><td>5</td><td>31.40</td><td>2,620</td></tr> <tr><td>恵生B団地</td><td>S33</td><td>木造平屋</td><td>5</td><td>28.09</td><td>2,380</td></tr> <tr><td>恵生B団地</td><td>S34</td><td>木造平屋</td><td>4</td><td>34.71</td><td>3,825</td></tr> <tr><td>恵生C団地</td><td>S28</td><td>木造平屋</td><td>4</td><td>34.71</td><td>1,525</td></tr> <tr><td>恵生C団地</td><td>S32</td><td>木造平屋</td><td>5</td><td>34.71</td><td>2,560</td></tr> <tr><td>恵生C団地</td><td>S34</td><td>木造平屋</td><td>3</td><td>34.71</td><td>2,560</td></tr> <tr><td>稲浦A団地</td><td>S43</td><td>木造平屋</td><td>10</td><td>32.26</td><td>4,425</td></tr> <tr><td>稲浦B団地</td><td>S41</td><td>木造平屋</td><td>10</td><td>36.40</td><td>4,220</td></tr> <tr><td>稲浦C団地</td><td>S35</td><td>木造平屋</td><td>4</td><td>34.78</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>稲浦C団地</td><td>S35</td><td>木造平屋</td><td>6</td><td>40.72</td><td>3,125</td></tr> <tr><td>西浦公営住宅</td><td>H14</td><td>木造平屋</td><td>4</td><td>57.76</td><td></td></tr> <tr><td>西浦公営住宅</td><td>H14</td><td>木造平屋</td><td>6</td><td>78.06</td><td></td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)	恵生A団地	S29	特殊耐火2F	10	46.44	5,620	恵生A団地	S34	木造平屋	13	34.71	3,108	恵生B団地	S32	木造平屋	5	34.71	2,313	恵生B団地	S33	木造平屋	5	31.40	2,620	恵生B団地	S33	木造平屋	5	28.09	2,380	恵生B団地	S34	木造平屋	4	34.71	3,825	恵生C団地	S28	木造平屋	4	34.71	1,525	恵生C団地	S32	木造平屋	5	34.71	2,560	恵生C団地	S34	木造平屋	3	34.71	2,560	稲浦A団地	S43	木造平屋	10	32.26	4,425	稲浦B団地	S41	木造平屋	10	36.40	4,220	稲浦C団地	S35	木造平屋	4	34.78	2,800	稲浦C団地	S35	木造平屋	6	40.72	3,125	西浦公営住宅	H14	木造平屋	4	57.76		西浦公営住宅	H14	木造平屋	6	78.06		<p>岩城村営住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>平均家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鶴山住宅</td><td>S40</td><td>簡易耐火木造平屋</td><td>20</td><td>31.00</td><td>5,840</td></tr> <tr><td>鳩岡住宅</td><td>S46</td><td>簡易耐火木造平屋</td><td>10</td><td>35.00</td><td>7,320</td></tr> <tr><td>石ヶ坪A棟</td><td>S48</td><td>中層耐火鉄筋3F</td><td>18</td><td>41.00</td><td>14,290</td></tr> <tr><td>石ヶ坪B棟</td><td>S52</td><td>中層耐火鉄筋3F</td><td>24</td><td>53.00</td><td>17,723</td></tr> <tr><td>石ヶ坪C棟</td><td>H1</td><td>中層耐火鉄筋4F</td><td>12</td><td>62.00</td><td>25,052</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)	鶴山住宅	S40	簡易耐火木造平屋	20	31.00	5,840	鳩岡住宅	S46	簡易耐火木造平屋	10	35.00	7,320	石ヶ坪A棟	S48	中層耐火鉄筋3F	18	41.00	14,290	石ヶ坪B棟	S52	中層耐火鉄筋3F	24	53.00	17,723	石ヶ坪C棟	H1	中層耐火鉄筋4F	12	62.00	25,052	<p>魚島村営住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>平均家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>魚島第1 2F海側</td><td>S55</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>54.10</td><td>13,400</td></tr> <tr><td>魚島第1 2F山側</td><td>S55</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>50.20</td><td>18,950</td></tr> <tr><td>魚島第1 3・4F東</td><td>S60</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>64.20</td><td>35,300</td></tr> <tr><td>魚島第1 3・4F中</td><td>S60</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>71.20</td><td>20,900</td></tr> <tr><td>魚島第1 3・4F西</td><td>S60</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>69.20</td><td>28,750</td></tr> <tr><td>魚島第2 2・3F海・山側</td><td>H6</td><td>中層耐火4F</td><td>4</td><td>63.70</td><td>23,075</td></tr> <tr><td>魚島第2 2・3F中央</td><td>H6</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>61.60</td><td>59,700</td></tr> </tbody> </table> <p>魚島村後継者住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>魚島第1</td><td>S46</td><td>木造平屋</td><td>5</td><td>35.00</td><td>3,605</td></tr> <tr><td>魚島第2 4F</td><td>H6</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>43.50</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>魚島第2 4F</td><td>H6</td><td>中層耐火4F</td><td>2</td><td>38.64</td><td></td></tr> <tr><td>高井神第1</td><td>H1</td><td>木造2階</td><td>2</td><td>60.39</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>高井神第2</td><td>H8</td><td>木造2階</td><td>4</td><td>65.86</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>高井神第3</td><td>H9</td><td>木造2階</td><td>4</td><td>59.62</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>村営春日</td><td>H13</td><td>木造2階</td><td>3</td><td>62.86</td><td>25,000</td></tr> </tbody> </table> <p>伯方警察署魚島駐在所及び警察官住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>魚島第2 駐在所</td><td>H6</td><td>中層耐火4F</td><td>1</td><td>90.10</td><td>35,000</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)	魚島第1 2F海側	S55	中層耐火4F	2	54.10	13,400	魚島第1 2F山側	S55	中層耐火4F	2	50.20	18,950	魚島第1 3・4F東	S60	中層耐火4F	2	64.20	35,300	魚島第1 3・4F中	S60	中層耐火4F	2	71.20	20,900	魚島第1 3・4F西	S60	中層耐火4F	2	69.20	28,750	魚島第2 2・3F海・山側	H6	中層耐火4F	4	63.70	23,075	魚島第2 2・3F中央	H6	中層耐火4F	2	61.60	59,700	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)	魚島第1	S46	木造平屋	5	35.00	3,605	魚島第2 4F	H6	中層耐火4F	2	43.50	23,000	魚島第2 4F	H6	中層耐火4F	2	38.64		高井神第1	H1	木造2階	2	60.39	10,000	高井神第2	H8	木造2階	4	65.86	10,000	高井神第3	H9	木造2階	4	59.62	10,000	村営春日	H13	木造2階	3	62.86	25,000	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)	魚島第2 駐在所	H6	中層耐火4F	1	90.10	35,000	使用料に差異	現行のとおりとする。
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S42	簡易耐火平屋	8	36.00	3,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S42	簡易耐火平屋	10	31.00	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S43	簡易耐火平屋	16	31.50	5,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S43	簡易耐火平屋	4	36.50	7,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S44	簡易耐火平屋	8	36.50	6,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S44	簡易耐火平屋	12	31.50	5,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S44	簡易耐火2F	24	31.50	7,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S44	簡易耐火2F	24	39.70	10,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S45	簡易耐火2F	24	39.70	9,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S46	簡易耐火2F	18	43.20	11,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S46	簡易耐火2F	12	39.70	9,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S56	簡易耐火平屋	4	62.50	13,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緑ヶ丘	S58	簡易耐火2F	4	63.40	20,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生A団地	S29	特殊耐火2F	10	46.44	5,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生A団地	S34	木造平屋	13	34.71	3,108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生B団地	S32	木造平屋	5	34.71	2,313																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生B団地	S33	木造平屋	5	31.40	2,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生B団地	S33	木造平屋	5	28.09	2,380																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生B団地	S34	木造平屋	4	34.71	3,825																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生C団地	S28	木造平屋	4	34.71	1,525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生C団地	S32	木造平屋	5	34.71	2,560																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵生C団地	S34	木造平屋	3	34.71	2,560																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
稲浦A団地	S43	木造平屋	10	32.26	4,425																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
稲浦B団地	S41	木造平屋	10	36.40	4,220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
稲浦C団地	S35	木造平屋	4	34.78	2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
稲浦C団地	S35	木造平屋	6	40.72	3,125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
西浦公営住宅	H14	木造平屋	4	57.76																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
西浦公営住宅	H14	木造平屋	6	78.06																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鶴山住宅	S40	簡易耐火木造平屋	20	31.00	5,840																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鳩岡住宅	S46	簡易耐火木造平屋	10	35.00	7,320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
石ヶ坪A棟	S48	中層耐火鉄筋3F	18	41.00	14,290																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
石ヶ坪B棟	S52	中層耐火鉄筋3F	24	53.00	17,723																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
石ヶ坪C棟	H1	中層耐火鉄筋4F	12	62.00	25,052																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	平均家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第1 2F海側	S55	中層耐火4F	2	54.10	13,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第1 2F山側	S55	中層耐火4F	2	50.20	18,950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第1 3・4F東	S60	中層耐火4F	2	64.20	35,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第1 3・4F中	S60	中層耐火4F	2	71.20	20,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第1 3・4F西	S60	中層耐火4F	2	69.20	28,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第2 2・3F海・山側	H6	中層耐火4F	4	63.70	23,075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第2 2・3F中央	H6	中層耐火4F	2	61.60	59,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第1	S46	木造平屋	5	35.00	3,605																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第2 4F	H6	中層耐火4F	2	43.50	23,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第2 4F	H6	中層耐火4F	2	38.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高井神第1	H1	木造2階	2	60.39	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
高井神第2	H8	木造2階	4	65.86	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
高井神第3	H9	木造2階	4	59.62	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
村営春日	H13	木造2階	3	62.86	25,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
魚島第2 駐在所	H6	中層耐火4F	1	90.10	35,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
教員住宅使用料	<p>弓削町教員住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>引野教員宿舎</td><td>S52</td><td>鉄骨2F</td><td>10</td><td>26.64</td><td>5,400</td></tr> <tr><td>引野教員宿舎</td><td>S52</td><td>鉄骨2F</td><td>2</td><td>59.94</td><td>8,800</td></tr> <tr><td>引野教員宿舎</td><td>S53</td><td>鉄骨2F</td><td>5</td><td>59.94</td><td>8,800</td></tr> <tr><td>引野教員宿舎</td><td>S54</td><td>鉄骨2F</td><td>10</td><td>26.64</td><td>5,400</td></tr> <tr><td>佐島教員宿舎</td><td>S53</td><td>鉄骨2F</td><td>4</td><td>26.64</td><td>5,400</td></tr> <tr><td>佐島教員宿舎</td><td>S53</td><td>鉄骨平屋</td><td>2</td><td>59.94</td><td>8,800</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)	引野教員宿舎	S52	鉄骨2F	10	26.64	5,400	引野教員宿舎	S52	鉄骨2F	2	59.94	8,800	引野教員宿舎	S53	鉄骨2F	5	59.94	8,800	引野教員宿舎	S54	鉄骨2F	10	26.64	5,400	佐島教員宿舎	S53	鉄骨2F	4	26.64	5,400	佐島教員宿舎	S53	鉄骨平屋	2	59.94	8,800	<p>生名小・中学校教員住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>教員住宅A棟</td><td>S51</td><td>補強コンクリートブロック造2F</td><td>4</td><td>56.75</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>教員住宅B棟</td><td>S51</td><td>補強コンクリートブロック造2F</td><td>12</td><td>44.25</td><td>3,500</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)	教員住宅A棟	S51	補強コンクリートブロック造2F	4	56.75	4,500	教員住宅B棟	S51	補強コンクリートブロック造2F	12	44.25	3,500	<p>岩城村教員住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>校長用住宅</td><td>S49</td><td>簡易耐火木造平屋</td><td>2</td><td>39.50</td><td>8,800</td></tr> <tr><td>教員住宅(鳩岡(家族用))</td><td>S45</td><td>簡易耐火木造平屋</td><td>4</td><td>40.00</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>教員住宅(鳩岡(单身用))</td><td>S45</td><td>簡易耐火木造平屋</td><td>4</td><td>20.00</td><td>4,100</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)	校長用住宅	S49	簡易耐火木造平屋	2	39.50	8,800	教員住宅(鳩岡(家族用))	S45	簡易耐火木造平屋	4	40.00	7,000	教員住宅(鳩岡(单身用))	S45	簡易耐火木造平屋	4	20.00	4,100	<p>魚島村教員住宅使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数(戸)</th> <th>一戸当り面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>家賃(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第3教員住宅</td><td>H13</td><td>木造2階</td><td>4</td><td>46.02</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>第4教員住宅</td><td>H14</td><td>木造2階</td><td>4</td><td>44.22</td><td>20,000</td></tr> </tbody> </table>	住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)	第3教員住宅	H13	木造2階	4	46.02	20,000	第4教員住宅	H14	木造2階	4	44.22	20,000		現行のとおりとする。 弓削町教員住宅使用料の引野教員宿舎及びについては、H15.4.1から6,400円/月																																																																																																																																																																																																																														
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
引野教員宿舎	S52	鉄骨2F	10	26.64	5,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
引野教員宿舎	S52	鉄骨2F	2	59.94	8,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
引野教員宿舎	S53	鉄骨2F	5	59.94	8,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
引野教員宿舎	S54	鉄骨2F	10	26.64	5,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
佐島教員宿舎	S53	鉄骨2F	4	26.64	5,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
佐島教員宿舎	S53	鉄骨平屋	2	59.94	8,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
教員住宅A棟	S51	補強コンクリートブロック造2F	4	56.75	4,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
教員住宅B棟	S51	補強コンクリートブロック造2F	12	44.25	3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
校長用住宅	S49	簡易耐火木造平屋	2	39.50	8,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
教員住宅(鳩岡(家族用))	S45	簡易耐火木造平屋	4	40.00	7,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
教員住宅(鳩岡(单身用))	S45	簡易耐火木造平屋	4	20.00	4,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅名	建設年度	構造	戸数(戸)	一戸当り面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円/月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第3教員住宅	H13	木造2階	4	46.02	20,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第4教員住宅	H14	木造2階	4	44.22	20,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																												
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																														
斎場使用料	<p>弓削町斎場使用料</p> <p>町民の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬施設</td> <td>1体につき</td> <td>円 30,000</td> </tr> <tr> <td>待合施設</td> <td>1時間につき</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1回につき</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>町民でない場合 上表使用料の額の1.5倍</p>	区分	単位	使用料	火葬施設	1体につき	円 30,000	待合施設	1時間につき	2,000	テント	1回につき	500	<p>生名村火葬場使用料</p> <p>村民の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満13歳以上の死体 1体につき</td> <td>円 10,000</td> </tr> <tr> <td>満13歳未満の死体 1体につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>死胎児 1体につき</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>村民でない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満13歳以上の死体 1体につき</td> <td>円 15,000</td> </tr> <tr> <td>満13歳未満の死体 1体につき</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>死胎児 1体につき</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	満13歳以上の死体 1体につき	円 10,000	満13歳未満の死体 1体につき	5,000	死胎児 1体につき	2,000	区分	使用料	満13歳以上の死体 1体につき	円 15,000	満13歳未満の死体 1体につき	8,000	死胎児 1体につき	3,000	<p>岩城村火葬場使用料</p> <p>1体につき30,000円</p>	<p>魚島村火葬場使用料</p> <p>1体につき10,000円 ただし、個人が取り扱ったときは、無料とする。</p>	<p>使用料の差異 魚島村の取扱い</p>	<p>当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。</p>
区分	単位	使用料																																
火葬施設	1体につき	円 30,000																																
待合施設	1時間につき	2,000																																
テント	1回につき	500																																
区分	使用料																																	
満13歳以上の死体 1体につき	円 10,000																																	
満13歳未満の死体 1体につき	5,000																																	
死胎児 1体につき	2,000																																	
区分	使用料																																	
満13歳以上の死体 1体につき	円 15,000																																	
満13歳未満の死体 1体につき	8,000																																	
死胎児 1体につき	3,000																																	
斎場用自動車使用料	<p>霊柩車の使用は無料</p>	<p>生名村斎場用自動車使用料 斎場用自動車の使用料は無料</p>	<p>岩城村霊柩車使用料 霊柩車の使用は無料</p>			<p>現行のとおりとする。</p>																												

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																					
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																							
駐車場使用料	<p>弓削町駐車場使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>1ヶ月</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1ヶ月</td> <td>3,680円</td> </tr> </table> <p>備考 許可日数が1ヶ月のうち21日に満たないときの料金は、当該許可日数に基づき日割計算を行って徴する。</p>	種別	単位	金額	A	1ヶ月	3,150円	B	1ヶ月	3,680円	<p>生名村駐車場使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>タイプ</th> <th>使用料(月)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>立石港第1駐車場</td> <td>普通専用</td> <td>2,100</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">立石港第2駐車場</td> <td>普通専用</td> <td>2,630</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車専用</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車等臨時区画</td> <td>50円/時間</td> <td>上の場合は一日六時間以内</td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td>円270</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単車</td> <td>420</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立石港第3駐車場</td> <td>普通専用</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生名港第1駐車場</td> <td>普通専用</td> <td>1,580</td> <td>前を七三〇円とする</td> </tr> </table> <p>その他：上記駐車場を使用するとき、区画外、道路等を包含して使用する場合は、1区画面積相当分530円とする。ただし、他の車に迷惑になる場合は、使用を中止する。</p> <p>無断及び無許可で駐車場を使用、占有したときは、下表に定める過料を徴収する。</p> <table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>過料</th> </tr> <tr> <td>普通自動車及び軽自動車</td> <td>円1,500</td> </tr> <tr> <td>単車及び自転車</td> <td>500</td> </tr> </table>	名称	タイプ	使用料(月)	備考	立石港第1駐車場	普通専用	2,100	円	立石港第2駐車場	普通専用	2,630		軽自動車専用	2,100		自動車等臨時区画	50円/時間	上の場合は一日六時間以内	自転車	円270		単車	420		立石港第3駐車場	普通専用	2,100		生名港第1駐車場	普通専用	1,580	前を七三〇円とする	車種	過料	普通自動車及び軽自動車	円1,500	単車及び自転車	500	<p>岩城村駐車場使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> <tr> <td>町駐車場</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>小村駐車場</td> <td>1,100円</td> </tr> </table>	名称	使用料(月額)	町駐車場	3,200円	小村駐車場	1,100円			<p>当面は現行のとおりとする。ただし、生名村の駐輪場については、無料とする。</p>
種別	単位	金額																																																									
A	1ヶ月	3,150円																																																									
B	1ヶ月	3,680円																																																									
名称	タイプ	使用料(月)	備考																																																								
立石港第1駐車場	普通専用	2,100	円																																																								
立石港第2駐車場	普通専用	2,630																																																									
	軽自動車専用	2,100																																																									
	自動車等臨時区画	50円/時間	上の場合は一日六時間以内																																																								
	自転車	円270																																																									
	単車	420																																																									
立石港第3駐車場	普通専用	2,100																																																									
生名港第1駐車場	普通専用	1,580	前を七三〇円とする																																																								
車種	過料																																																										
普通自動車及び軽自動車	円1,500																																																										
単車及び自転車	500																																																										
名称	使用料(月額)																																																										
町駐車場	3,200円																																																										
小村駐車場	1,100円																																																										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																																																																													
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																																																																															
公営渡船(船舶)使用料		<p>生名村公営渡船使用料</p> <p>(1) 渡船使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>運賃</th> <th>付記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅 大 人</td> <td>円 60</td> <td>満12歳以上</td> </tr> <tr> <td>客 小 人</td> <td>30</td> <td>満6歳以上12歳未満</td> </tr> <tr> <td>手 受託手荷物</td> <td>50</td> <td>3辺の和が2m以下、重量30kg以下</td> </tr> <tr> <td>荷 自転車・その他</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物 原動機付自転車</td> <td>90</td> <td>総排気量125cc未満</td> </tr> <tr> <td>自 動 2 輪 車</td> <td>130</td> <td>総排気量125cc以上</td> </tr> <tr> <td>小 10 kg 以下</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷 20 kg 以下</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物 30 kg 以下</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 3m未満</td> <td>280</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3m以上～4m未満</td> <td>440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4m以上～5m未満</td> <td>550</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5m以上～6m未満</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6m以上～7m未満</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7m以上～8m未満</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8m以上～9m未満</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9m以上～10m未満</td> <td>2,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10m以上～11m未満</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11m以上～12m未満</td> <td>2,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 12mを超え1mごと</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 自転車・その他とは、自転車、小児用の車、手押車、リヤカー等道路運送車両方(昭和26年法律第185号)第2条第4項に規定する軽車両をいう。</p> <p>(2) 定期乗船券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>一般運賃</th> <th>学生運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 徒 歩 者</td> <td>円 1,850</td> <td>円 1,240</td> </tr> <tr> <td>カ 自 転 車 付</td> <td>3,330</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td>月 原動機付自転車付</td> <td>4,820</td> <td>3,220</td> </tr> <tr> <td>自 動 2 輪 車 付</td> <td>6,300</td> <td>4,210</td> </tr> <tr> <td>三 徒 歩 者</td> <td>5,280</td> <td>3,520</td> </tr> <tr> <td>カ 自 転 車 付</td> <td>9,510</td> <td>6,430</td> </tr> <tr> <td>月 原動機付自転車付</td> <td>13,740</td> <td>9,160</td> </tr> <tr> <td>自 動 2 輪 車 付</td> <td>17,970</td> <td>11,980</td> </tr> </tbody> </table>	種別	運賃	付記	旅 大 人	円 60	満12歳以上	客 小 人	30	満6歳以上12歳未満	手 受託手荷物	50	3辺の和が2m以下、重量30kg以下	荷 自転車・その他	50		物 原動機付自転車	90	総排気量125cc未満	自 動 2 輪 車	130	総排気量125cc以上	小 10 kg 以下	50		荷 20 kg 以下	90		物 30 kg 以下	130		自 3m未満	280		3m以上～4m未満	440		4m以上～5m未満	550		5m以上～6m未満	1,100		6m以上～7m未満	1,300		7m以上～8m未満	1,800		8m以上～9m未満	2,000		9m以上～10m未満	2,200		10m以上～11m未満	2,400		11m以上～12m未満	2,600		車 12mを超え1mごと	200		種別	一般運賃	学生運賃	一 徒 歩 者	円 1,850	円 1,240	カ 自 転 車 付	3,330	2,230	月 原動機付自転車付	4,820	3,220	自 動 2 輪 車 付	6,300	4,210	三 徒 歩 者	5,280	3,520	カ 自 転 車 付	9,510	6,430	月 原動機付自転車付	13,740	9,160	自 動 2 輪 車 付	17,970	11,980		<p>魚島村船舶使用料</p> <p>(1) 普通旅客運賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>1人につき片道運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚 島・高井神</td> <td>円 200</td> </tr> <tr> <td>魚 島・豊 島</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>魚 島・弓 削</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>魚 島・土 生</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>高井神・豊 島</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>高井神・弓 削</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>高井神・土 生</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>豊 島・弓 削</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>豊 島・土 生</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通学定期運賃 通用期間が1月のものにあつては、7割引とする。</p> <p>(3) 一般定期運賃 通用期間が1月のものにあつては、4割引とする。</p> <p>(4) 小人旅客運賃 6歳以上12歳未満の者の旅客運賃は、普通旅客運賃の半額とする。</p> <p>(5) 身体障害者旅客運賃 市町村長及び福祉事務所の発行する身体障害者旅客運賃割引証持参の者は、普通旅客運賃の半額とする。ただし、第2種身体障害者及び第2種知的障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。</p> <p>(6) 小荷物運賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格</th> <th>1個につき運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10キログラム以下</td> <td>円 150</td> </tr> <tr> <td>10キログラムを超え20キログラム以下</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>20キログラムを超え30キログラム以下</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 貨物運賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>金額</th> <th>品 名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 転 車</td> <td>円 310</td> <td>船 外 機</td> <td>円 450</td> </tr> <tr> <td>単 車</td> <td>450</td> <td>魚 網 ( 大 )</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>ロ ー プ ( 大 )</td> <td>450</td> <td>魚 網 ( 中 )</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>ロ ー プ ( 小 )</td> <td>310</td> <td>魚 網 ( 小 )</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>肥 料</td> <td>150</td> <td>草 刈 機</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>タ イ ヤ</td> <td>150</td> <td>洗 濯 機</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>虫 ク ワ</td> <td>310</td> <td>ケ ー キ 箱</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>タ タ ミ</td> <td>310</td> <td>セ メ ン ト</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>白米15キ口</td> <td>150</td> <td>角 材</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	1人につき片道運賃	魚 島・高井神	円 200	魚 島・豊 島	430	魚 島・弓 削	730	魚 島・土 生	1,000	高井神・豊 島	250	高井神・弓 削	530	高井神・土 生	820	豊 島・弓 削	320	豊 島・土 生	600	規 格	1個につき運賃	10キログラム以下	円 150	10キログラムを超え20キログラム以下	310	20キログラムを超え30キログラム以下	450	品 名	金額	品 名	金額	自 転 車	円 310	船 外 機	円 450	単 車	450	魚 網 ( 大 )	450	ロ ー プ ( 大 )	450	魚 網 ( 中 )	310	ロ ー プ ( 小 )	310	魚 網 ( 小 )	150	肥 料	150	草 刈 機	310	タ イ ヤ	150	洗 濯 機	450	虫 ク ワ	310	ケ ー キ 箱	450	タ タ ミ	310	セ メ ン ト	310	白米15キ口	150	角 材	150	現行のとおりとする。
種別	運賃	付記																																																																																																																																																																	
旅 大 人	円 60	満12歳以上																																																																																																																																																																	
客 小 人	30	満6歳以上12歳未満																																																																																																																																																																	
手 受託手荷物	50	3辺の和が2m以下、重量30kg以下																																																																																																																																																																	
荷 自転車・その他	50																																																																																																																																																																		
物 原動機付自転車	90	総排気量125cc未満																																																																																																																																																																	
自 動 2 輪 車	130	総排気量125cc以上																																																																																																																																																																	
小 10 kg 以下	50																																																																																																																																																																		
荷 20 kg 以下	90																																																																																																																																																																		
物 30 kg 以下	130																																																																																																																																																																		
自 3m未満	280																																																																																																																																																																		
3m以上～4m未満	440																																																																																																																																																																		
4m以上～5m未満	550																																																																																																																																																																		
5m以上～6m未満	1,100																																																																																																																																																																		
6m以上～7m未満	1,300																																																																																																																																																																		
7m以上～8m未満	1,800																																																																																																																																																																		
8m以上～9m未満	2,000																																																																																																																																																																		
9m以上～10m未満	2,200																																																																																																																																																																		
10m以上～11m未満	2,400																																																																																																																																																																		
11m以上～12m未満	2,600																																																																																																																																																																		
車 12mを超え1mごと	200																																																																																																																																																																		
種別	一般運賃	学生運賃																																																																																																																																																																	
一 徒 歩 者	円 1,850	円 1,240																																																																																																																																																																	
カ 自 転 車 付	3,330	2,230																																																																																																																																																																	
月 原動機付自転車付	4,820	3,220																																																																																																																																																																	
自 動 2 輪 車 付	6,300	4,210																																																																																																																																																																	
三 徒 歩 者	5,280	3,520																																																																																																																																																																	
カ 自 転 車 付	9,510	6,430																																																																																																																																																																	
月 原動機付自転車付	13,740	9,160																																																																																																																																																																	
自 動 2 輪 車 付	17,970	11,980																																																																																																																																																																	
区 間	1人につき片道運賃																																																																																																																																																																		
魚 島・高井神	円 200																																																																																																																																																																		
魚 島・豊 島	430																																																																																																																																																																		
魚 島・弓 削	730																																																																																																																																																																		
魚 島・土 生	1,000																																																																																																																																																																		
高井神・豊 島	250																																																																																																																																																																		
高井神・弓 削	530																																																																																																																																																																		
高井神・土 生	820																																																																																																																																																																		
豊 島・弓 削	320																																																																																																																																																																		
豊 島・土 生	600																																																																																																																																																																		
規 格	1個につき運賃																																																																																																																																																																		
10キログラム以下	円 150																																																																																																																																																																		
10キログラムを超え20キログラム以下	310																																																																																																																																																																		
20キログラムを超え30キログラム以下	450																																																																																																																																																																		
品 名	金額	品 名	金額																																																																																																																																																																
自 転 車	円 310	船 外 機	円 450																																																																																																																																																																
単 車	450	魚 網 ( 大 )	450																																																																																																																																																																
ロ ー プ ( 大 )	450	魚 網 ( 中 )	310																																																																																																																																																																
ロ ー プ ( 小 )	310	魚 網 ( 小 )	150																																																																																																																																																																
肥 料	150	草 刈 機	310																																																																																																																																																																
タ イ ヤ	150	洗 濯 機	450																																																																																																																																																																
虫 ク ワ	310	ケ ー キ 箱	450																																																																																																																																																																
タ タ ミ	310	セ メ ン ト	310																																																																																																																																																																
白米15キ口	150	角 材	150																																																																																																																																																																

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																			
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																					
		<table border="1"> <tr> <td>六</td> <td>徒歩者</td> <td>10,010</td> <td>6,670</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>自転車付</td> <td>18,020</td> <td>12,020</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>原動機付 自転車付</td> <td>26,040</td> <td>17,350</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動2輪車付</td> <td>34,040</td> <td>22,700</td> </tr> </table> <p>(3) 回数乗船券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">運賃</th> </tr> <tr> <th>11枚</th> <th>30枚</th> <th>60枚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人回数券</td> <td>円 520</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>自転車・ 荷物等回数券</td> <td>410</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原動機付 自転車回数券</td> <td>820</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">自動車</td> <td>3m未満</td> <td>2,680</td> <td>6,480</td> <td>11,340</td> </tr> <tr> <td>3m以上 4m未満</td> <td>4,330</td> <td>10,320</td> <td>18,060</td> </tr> <tr> <td>4m以上 5m未満</td> <td>5,360</td> <td>12,960</td> <td>22,680</td> </tr> <tr> <td>5m以上 6m未満</td> <td>10,300</td> <td>24,720</td> <td>43,260</td> </tr> <tr> <td>6m以上 7m未満</td> <td>12,360</td> <td>29,760</td> <td>52,080</td> </tr> <tr> <td>7m以上 8m未満</td> <td>17,510</td> <td>42,000</td> <td>73,500</td> </tr> <tr> <td>8m以上 9m未満</td> <td>19,570</td> <td>47,040</td> <td>82,320</td> </tr> <tr> <td>9m以上10m未満</td> <td>21,630</td> <td>51,840</td> <td>90,720</td> </tr> <tr> <td>10m以上11m未満</td> <td>23,690</td> <td>56,880</td> <td>99,540</td> </tr> <tr> <td>11m以上12m未満</td> <td>25,750</td> <td>61,920</td> <td>108,360</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 自転車・荷物等とは、自転車、受託手荷物、小荷物10kg以下、小児用の車その他手押車、リヤカー等道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両をいう。</p>	六	徒歩者	10,010	6,670	カ	自転車付	18,020	12,020	月	原動機付 自転車付	26,040	17,350		自動2輪車付	34,040	22,700	種別	運賃			11枚	30枚	60枚	大人回数券	円 520	円	円	自転車・ 荷物等回数券	410			原動機付 自転車回数券	820			自動車	3m未満	2,680	6,480	11,340	3m以上 4m未満	4,330	10,320	18,060	4m以上 5m未満	5,360	12,960	22,680	5m以上 6m未満	10,300	24,720	43,260	6m以上 7m未満	12,360	29,760	52,080	7m以上 8m未満	17,510	42,000	73,500	8m以上 9m未満	19,570	47,040	82,320	9m以上10m未満	21,630	51,840	90,720	10m以上11m未満	23,690	56,880	99,540	11m以上12m未満	25,750	61,920	108,360		<table border="1"> <tr> <td>フトン(大)</td> <td>450</td> <td>ベニア</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>フトン(小)</td> <td>310</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・上表以外で3辺の和が200センチメートルを超える物で、30キログラム以下の運賃は450円、30キログラムを超える物は、10キログラムにつき150円を加算した額とし、特に定めのない物の運賃は10キログラムにつき150円とする。</p>	フトン(大)	450	ベニア	150	フトン(小)	310			
六	徒歩者	10,010	6,670																																																																																						
カ	自転車付	18,020	12,020																																																																																						
月	原動機付 自転車付	26,040	17,350																																																																																						
	自動2輪車付	34,040	22,700																																																																																						
種別	運賃																																																																																								
	11枚	30枚	60枚																																																																																						
大人回数券	円 520	円	円																																																																																						
自転車・ 荷物等回数券	410																																																																																								
原動機付 自転車回数券	820																																																																																								
自動車	3m未満	2,680	6,480	11,340																																																																																					
	3m以上 4m未満	4,330	10,320	18,060																																																																																					
	4m以上 5m未満	5,360	12,960	22,680																																																																																					
	5m以上 6m未満	10,300	24,720	43,260																																																																																					
	6m以上 7m未満	12,360	29,760	52,080																																																																																					
	7m以上 8m未満	17,510	42,000	73,500																																																																																					
	8m以上 9m未満	19,570	47,040	82,320																																																																																					
	9m以上10m未満	21,630	51,840	90,720																																																																																					
	10m以上11m未満	23,690	56,880	99,540																																																																																					
	11m以上12m未満	25,750	61,920	108,360																																																																																					
フトン(大)	450	ベニア	150																																																																																						
フトン(小)	310																																																																																								

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料(H15.3.31現在)
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項目	現況				課題	調整内容																																																																																																					
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																																																							
行政財産の使用料	<p>弓削町行政財産の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本電信電話株式会社の場合</td> <td>年本</td> <td>円180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱類</td> <td>柱</td> <td>" "</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td>柱</td> <td>" "</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>支線</td> <td>柱</td> <td>" "</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>架空管</td> <td>類</td> <td>メートル</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>類</td> <td>平方メートル</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>軌道施設</td> <td>類</td> <td>" "</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>戸</td> <td>基</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物</td> <td>口径30センチメートル未満</td> <td>メートル</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口径30センチメートル以上</td> <td>" "</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>広告アーチ</td> <td>月</td> <td>基</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>" "</td> <td>" "</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>街灯柱</td> <td>年本</td> <td></td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>広告看板類</td> <td>" "</td> <td>基</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>標識類</td> <td>" "</td> <td>" "</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	使用料	摘要	日本電信電話株式会社の場合	年本	円180		電柱類	柱	" "	490	支	柱	" "	490	支線	柱	" "	490	架空管	類	メートル	510	鉄塔	類	平方メートル	1,020	軌道施設	類	" "	360	井戸	戸	基	490	地下埋設物	口径30センチメートル未満	メートル	30		口径30センチメートル以上	" "	40	広告アーチ	月	基	1,020	広告塔	" "	" "	1,020	街灯柱	年本		140	広告看板類	" "	基	320	標識類	" "	" "	320	<p>生名村行政財産の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広告看板類</td> <td>年額</td> <td>1基 円600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識類</td> <td>年額</td> <td>1基 600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動販売機</td> <td>月額</td> <td>1基 1,000</td> <td>+電気代実費</td> </tr> <tr> <td>現金自動設備</td> <td>月額</td> <td>1.0式 10,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	使用料	摘要	広告看板類	年額	1基 円600		標識類	年額	1基 600		自動販売機	月額	1基 1,000	+電気代実費	現金自動設備	月額	1.0式 10,500			<p>魚島村行政財産又は公の施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送施設</td> <td>施設使用料</td> <td>普通営業</td> <td>1回</td> <td>円30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1回</td> <td>130</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公の施設	種類	区分	単位	金額	備考	放送施設	施設使用料	普通営業	1回	円30					1回	130		当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
種類	単位	使用料	摘要																																																																																																								
日本電信電話株式会社の場合	年本	円180																																																																																																									
電柱類	柱	" "	490																																																																																																								
支	柱	" "	490																																																																																																								
支線	柱	" "	490																																																																																																								
架空管	類	メートル	510																																																																																																								
鉄塔	類	平方メートル	1,020																																																																																																								
軌道施設	類	" "	360																																																																																																								
井戸	戸	基	490																																																																																																								
地下埋設物	口径30センチメートル未満	メートル	30																																																																																																								
	口径30センチメートル以上	" "	40																																																																																																								
広告アーチ	月	基	1,020																																																																																																								
広告塔	" "	" "	1,020																																																																																																								
街灯柱	年本		140																																																																																																								
広告看板類	" "	基	320																																																																																																								
標識類	" "	" "	320																																																																																																								
種類	単位	使用料	摘要																																																																																																								
広告看板類	年額	1基 円600																																																																																																									
標識類	年額	1基 600																																																																																																									
自動販売機	月額	1基 1,000	+電気代実費																																																																																																								
現金自動設備	月額	1.0式 10,500																																																																																																									
公の施設	種類	区分	単位	金額	備考																																																																																																						
放送施設	施設使用料	普通営業	1回	円30																																																																																																							
			1回	130																																																																																																							
公共用財産使用料		<p>生名村公共用財産使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕作地</td> <td>1平方メートルにつき 年額 円5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養魚場</td> <td>1平方メートルにつき 年額 18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軌道敷等 (農業用モルタルを含む。)</td> <td>1平方メートルにつき 年額 18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看板</td> <td>看板の面積1平方メートルにつき 年額 500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>広告の面積1平方メートルにつき 年額 500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>1本につき 年額 190</td> <td>支柱及び支線を含む。</td> </tr> <tr> <td>送電・受信塔</td> <td>使用面積1平方メートルにつき 年額 200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業用敷地</td> <td>1平方メートルにつき 年額 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場その他 これに類するもの</td> <td>使用面積1平方メートルにつき 年額 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上空使用</td> <td>1箇所につき 年額 500</td> <td>水路蓋架設使用等</td> </tr> <tr> <td>諸管の埋架設</td> <td>口径0.2メートル未満のもの 1メートルにつき 年額 18</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの 1メートルにつき 年額 37</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口径0.5メートル以上のもの 1メートルにつき 年額 62</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	金額	摘要	耕作地	1平方メートルにつき 年額 円5		養魚場	1平方メートルにつき 年額 18		軌道敷等 (農業用モルタルを含む。)	1平方メートルにつき 年額 18		看板	看板の面積1平方メートルにつき 年額 500		広告塔	広告の面積1平方メートルにつき 年額 500		電柱	1本につき 年額 190	支柱及び支線を含む。	送電・受信塔	使用面積1平方メートルにつき 年額 200		漁業用敷地	1平方メートルにつき 年額 1		ゴルフ場その他 これに類するもの	使用面積1平方メートルにつき 年額 6		上空使用	1箇所につき 年額 500	水路蓋架設使用等	諸管の埋架設	口径0.2メートル未満のもの 1メートルにつき 年額 18			口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの 1メートルにつき 年額 37			口径0.5メートル以上のもの 1メートルにつき 年額 62			当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。																																																													
種目	金額	摘要																																																																																																									
耕作地	1平方メートルにつき 年額 円5																																																																																																										
養魚場	1平方メートルにつき 年額 18																																																																																																										
軌道敷等 (農業用モルタルを含む。)	1平方メートルにつき 年額 18																																																																																																										
看板	看板の面積1平方メートルにつき 年額 500																																																																																																										
広告塔	広告の面積1平方メートルにつき 年額 500																																																																																																										
電柱	1本につき 年額 190	支柱及び支線を含む。																																																																																																									
送電・受信塔	使用面積1平方メートルにつき 年額 200																																																																																																										
漁業用敷地	1平方メートルにつき 年額 1																																																																																																										
ゴルフ場その他 これに類するもの	使用面積1平方メートルにつき 年額 6																																																																																																										
上空使用	1箇所につき 年額 500	水路蓋架設使用等																																																																																																									
諸管の埋架設	口径0.2メートル未満のもの 1メートルにつき 年額 18																																																																																																										
	口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの 1メートルにつき 年額 37																																																																																																										
	口径0.5メートル以上のもの 1メートルにつき 年額 62																																																																																																										

上島合併協議会 調整方針

		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他 の 土 地</td> <td style="text-align: center;">一時的 なもの</td> <td style="text-align: center;">1平方メ ートルにつき</td> <td style="text-align: center;">年 額</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 のもの</td> <td style="text-align: center;">1平方メ ートルにつき</td> <td style="text-align: center;">年 額</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時的 なもの</td> <td style="text-align: center;">1平方メ ートルにつき</td> <td style="text-align: center;">年 額</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 のもの</td> <td style="text-align: center;">1平方メ ートルにつき</td> <td style="text-align: center;">年 額</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">類似の種目 に準じて 村長の定める額</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1年未満の端数があるときは切り上げるものとする。</li> <li>2 面積又は長さにおいて、この表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。</li> <li>3 使用期間が1月未満である場合における使用料の額は、別表により算定して得た額に1.05を乗じて得た額とする。</li> <li>4 1件の使用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</li> <li>5 1件の使用料が100円未満の場合は、100円とする。</li> </ol>	その他 の 土 地	一時的 なもの	1平方メ ートルにつき	年 額	31		その他 のもの	1平方メ ートルにつき	年 額	37		一時的 なもの	1平方メ ートルにつき	年 額	18		その他 のもの	1平方メ ートルにつき	年 額	25				類似の種目 に準じて 村長の定める額						
その他 の 土 地	一時的 なもの	1平方メ ートルにつき		年 額	31																											
	その他 のもの	1平方メ ートルにつき		年 額	37																											
	一時的 なもの	1平方メ ートルにつき		年 額	18																											
	その他 のもの	1平方メ ートルにつき	年 額	25																												
		類似の種目 に準じて 村長の定める額																														
インターネット利用料				<p style="text-align: center;">魚島村インターネット利用料</p> <p>(1) イントラネット接続サービス 128Kbps 月額料金 (アクセス回数 20万回まで メールアカウント1つ含む) 1,000円 (アクセス回数 20~30万回 メールアカウント1つ含む) 2,000円 (アクセス回数 30万回以上 メールアカウント1つ含む) 3,000円 追加メールアドレス 1つにつき月額料金300円 (ただし、世帯内のハブの設置は 1台までとする。)</p> <p>(2) マジカルサイト接続サービス 無料(ただし、村とマジカルサイトの契約 が解除された場合はサービス自体を廃止とす る。) マジカルサイト接続サービスを利用できる のは、イントラネットサービスの提供を受け られない場合に限り、パソコン1台につき1つ のアクセスアカウントの提供となる。</p> <p>(3) サポートサービス パソコン初期設定 1台につき 3,000円 ソフトウェアのインストール 1本につき 500円</p>	<p>現行のとおりとする。</p>																											

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料(15.3.31現在)
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
住民関係	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円		現行のとおりとする。
	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円		現行のとおりとする。
	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円		現行のとおりとする。
	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円		現行のとおりとする。
	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円		現行のとおりとする。
	上質紙を用いる受理証明書手数料 1枚につき 1,400円	上質紙を用いる受理証明書手数料 1通につき 1,400円	上質紙を用いる受理証明書手数料 1通につき 1,400円	上質紙を用いる受理証明書手数料 1通につき 1,400円		現行のとおりとする。
	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円		現行のとおりとする。
		戸籍附票写し手数料 1件につき 300円				生名村の例による。
	印鑑登録証交付手数料 1枚につき 300円	印鑑登録証明手数料 1件につき 300円	印鑑登録証交付手数料 1件につき 300円	印鑑登録証交付手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	印鑑登録証明手数料 1枚につき 300円	印鑑証明手数料 1件につき 300円	印鑑証明手数料 1件につき 300円	印鑑登録証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	身分証明手数料 1枚につき 300円	身分証明手数料 1件につき 300円				弓削町の例による。
	住所、居所証明手数料 1枚につき 300円	居住証明手数料 1件につき 300円	居住証明手数料 1件につき 300円	居住証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
		住民票閲覧手数料 1件につき 300円	住民票閲覧手数料 1世帯につき 300円			生名村の例による。
	住民票写し手数料 1通につき 300円	住民票写し手数料 1件につき 300円	住民票謄抄本手数料 1件につき 300円	住民票謄抄本手数料 1種につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	その他証明手数料 1枚につき 300円	その他証明手数料 1件につき 300円	その他証明手数料 1件につき 300円	その他証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
税務関係	土地建物証明手数料 1枚につき 300円	土地建物証明手数料 1件につき 300円	土地建物証明手数料 1件につき 300円	土地建物証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	諸税、公課証明手数料 1枚につき 300円	諸税、公課証明手数料 1件につき 300円	諸税、公課証明手数料 1件につき 300円	諸税、公課証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	公簿書類図面写し証明手数料 1枚につき 300円		公簿書類図面写し手数料 1枚につき 300円			弓削町の例による。
	公簿書類図面閲覧手数料 1種につき 300円	公簿書類図面閲覧手数料 1件につき 300円	公簿書類図面閲覧手数料 1種につき 300円	公簿書類図面閲覧手数料 1種につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
			営業、職業証明手数料 1件につき 300円	営業、職業証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	岩城村の例による。
			公権、能力証明手数料 1件につき 300円	公権、能力証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	岩城村の例による。
				身代限り家分散破産証明手数料 1件につき 200円		魚島村を基本とし、合併時に300円で統一する。
	徴税督促手数料 1通につき 50円	徴税督促手数料 1通につき 50円	徴税督促手数料 1通につき 50円	徴税督促手数料 1通につき 20円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
総務関係	火薬類譲渡許可手数料 1件につき 1,200円	火薬類譲渡許可申請手数料 1件につき 1,200円				弓削町の例による。
	火薬類譲受許可 火工品許可手数料 1件につき 2,400円	火薬類譲受許可申請手数料 火工品譲受許可申請手数料 1件につき 2,400円				弓削町の例による。
	火工品以外許可 ・火薬類数量25kg以下許可手数料 1件につき 3,500円	その他譲受許可申請手数料 ・火薬類数量25kg以下 1件につき 3,500円				
	・火薬類数量25kg超え許可手数料 1件につき 6,900円	・その他 1件につき 6,900円				
煙火許可手数料 1件につき 7,900円	煙火消費許可申請手数料 1件につき 7,900円				弓削町の例による。	
林業関係	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円		現行のとおりとする。
環境衛生関係	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円		現行のとおりとする。
	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円		現行のとおりとする。
	犬の鑑札再交付手数料 1頭につき 1,600円	犬の鑑札再交付手数料 1頭につき 1,600円	犬の鑑札再交付手数料 1件につき 1,600円	犬の鑑札再交付手数料 1件につき 1,600円		現行のとおりとする。
	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1頭につき 340円	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1頭につき 340円	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1件につき 340円	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1件につき 340円		現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料(15.3.31現在)
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
一般廃棄物建築廃材及び不燃物処理手数料 0.5トン以下又は軽四輪トラックまでのもの 520円 0.5トンを超え1トン以下又は1トン積みトラックまでのもの 1,030円 1トンを超え2トン以下又は2トン積みトラックまでのもの 2,060円 2トンを超え3トン以下又は3トン積みトラックまでのもの 3,090円 3トンを超え4トン以下又は4トン積みトラックまでのもの 4,120円 4トン積みを超えるものについては認めない		一般廃棄物(可燃物、不燃物等)処理手数料 軽四トラック以下 500円 2トントラック以下 1,000円 4トントラック以下 2,000円 4トン積みを超えるものについては認めない	一般廃棄物処理手数料 無料			当面は現行のとおりとする。
廃プラスチック類及び粗大ゴミ処理手数料 家族3人以下 1ヶ月 250円 家族4人以上 1ヶ月 350円		粗大ゴミ処理手数料 直接搬入 ・10kg以下 500円 ・10kgを超え20kg以下 1,000円 ・20kgを超えるもの 10kg増すごとに500円追加 収集 ・直接搬入の手数料に500円を追加する				当面は現行のとおりとする。
家電リサイクル品収集運搬手数料 テレビ 1台につき 3,650円 冷蔵庫 1台につき 3,650円 洗濯機 1台につき 3,650円 エアコン 1台につき 3,650円	特定家庭用機器再商品収集運搬手数料 テレビ 1台につき 3,300円 冷蔵庫 1台につき 3,300円 洗濯機 1台につき 3,300円 エアコン 1台につき 3,300円	リサイクル家電製品運搬料 直接搬入 ・テレビ 1台につき 2,000円 ・冷蔵庫 1台につき 2,000円 ・洗濯機 1台につき 2,000円 ・エアコン 1台につき 2,000円 収集 ・直接搬入の手数料に500円を追加する	家電リサイクル品収集運搬手数料 テレビ 1台につき 3,700円 冷蔵庫 1台につき 3,700円 洗濯機 1台につき 3,700円 エアコン 1台につき 3,700円			当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。
一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可 1件につき 4,000円	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき毎年 2,000円	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可 1件につき 2,000円				当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。
許可証再発行 1件につき 1,000円	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 500円	許可証再交付 1件につき 500円				当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。
		し尿処理手数料 1リットルにつき 5円 (上記手数料の額に消費税及び地方消費税の額を加えた額)				当面は現行のとおりとする。
		指定袋等処理手数料 家庭系廃棄物 ・規定枚数 無料 ・規定を超える枚数 指定袋、シール1枚につき 50円 事業系の一般廃棄物 指定袋、シール1枚につき 50円				当面は現行のとおりとする。
公共下水道責任技術者登録 1件につき 3,500円	公共下水道責任技術者登録 1件につき 3,500円					当面は現行のとおりとする。
公共下水道指定工事店指定 1件につき 5,000円	公共下水道指定工事店指定 1件につき 5,000円					当面は現行のとおりとする。
公共下水道使用料督促手数料 1通につき 50円	公共下水道使用料督促手数料 1通につき 50円					当面は現行のとおりとする。
特定地域生活排水処理責任技術者登録 1件につき 3,500円						当面は現行のとおりとする。
特定地域生活排水処理指定工事店指定 1件につき 5,000円						当面は現行のとおりとする。
特定地域生活排水処理施設使用料督促手数料 1通につき 50円						当面は現行のとおりとする。
農業集落排水処理責任技術者登録 1件につき 3,500円						当面は現行のとおりとする。
農業集落排水処理指定工事店指定 1件につき 5,000円						当面は現行のとおりとする。
農業集落排水処理施設使用料督促手数料 1通につき 50円						当面は現行のとおりとする。
給水装置工事設計手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1件につき 5,000円 その他の工事 1件につき 2,500円	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1件につき 5,000円 その他の工事 1件につき 2,500円	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1件につき 5,000円 その他の工事 1件につき 2,500円				現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料(15.3.31現在)
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
	設計審査手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1回につき 3,000円 その他の工事 1回につき 1,500円	設計審査手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1回につき 3,000円 その他の工事 1回につき 1,500円	設計審査手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1回につき 3,000円 その他の工事 1回につき 1,500円			現行のとおりとする。
	工事検査手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1回につき 4,000円 その他の工事 1回につき 2,000円	工事検査手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1回につき 4,000円 その他の工事 1回につき 2,000円	工事検査手数料【上水道企業団】 新設又は全面改造工事 1回につき 4,000円 その他の工事 1回につき 2,000円			現行のとおりとする。
	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】 1件につき 10,000円	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】 1件につき 10,000円	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】 1件につき 10,000円			現行のとおりとする。
診療所関係				健康診断書(入試・入社等)手数料 1通につき 1,050円 一般診断書(会社欠勤等)手数料 1通につき 1,050円 死亡診断書手数料 1通につき 2,100円 裁判所関係診断書手数料 1通につき 3,150円 警察関係用診断書手数料 1通につき 1,050円 生命保険用診断書手数料 1通につき 3,150円 厚生年金・恩給用診断書手数料 1通につき 3,150円 交通事故・傷害用診断書手数料 1通につき 3,150円 調理師・理容師接客業、開業用診断書手数料 1通につき 2,100円 身体障害者用診断書手数料 1通につき 3,150円 死体検案書手数料 変死 1通につき 10,500円 病死 1通につき 5,250円		現行のとおりとする。
保健福祉関係	介護保険督促手数料 1通につき 80円	介護保険督促手数料 1通につき 50円	介護保険督促手数料 1通につき 80円	介護保険督促手数料 1通につき 80円	差異がある	弓削町の例による。
	予防接種手数料 三種混合 無料 麻疹 無料 風疹 無料 日本脳炎 無料 二種混合 無料 ポリオ 無料 インフルエンザ 無料	予防接種手数料 三種混合 無料 麻疹 無料 風疹 無料 日本脳炎 無料 二種混合 無料 ポリオ 無料 インフルエンザ 無料	予防接種手数料 三種混合 無料 麻疹 無料 風疹 無料 日本脳炎 無料 二種混合 無料 ポリオ 無料 インフルエンザ 無料	予防接種手数料 三種混合 無料 麻疹 無料 風疹 無料 日本脳炎 無料 二種混合 無料 ポリオ 無料 インフルエンザ 無料		現行のとおりとする。
	検診料 70歳未満 ・基本健康診査 1件につき 1,300円 ・肝炎ウイルス検診 C型のみ 1件につき 800円 ・胃がん 1件につき 2,000円 ・大腸がん 1件につき 700円 ・肺がん 1件につき 500円 ・喀痰 1件につき 1,000円 ・子宮がん 1件につき 1,700円 ・乳がん 1件につき 1,000円 ・腹部超音波 1件につき 2,100円 ・骨粗鬆症 1件につき 900円 70歳以上 ・基本健康診査 1件につき 400円 ・肝炎ウイルス検診 C型のみ 1件につき 100円	検診料 70歳未満 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 C型のみ 無料 ・胃がん 無料 ・大腸がん 無料 ・肺がん 無料 ・子宮がん 無料 ・乳がん 無料 ・骨粗鬆症 1件につき 500円 70歳以上 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 C型のみ 無料	検診料 70歳未満 ・基本健康診査 1件につき 1,300円 ・肝炎ウイルス検診 B型+C型セット 1件につき 800円 C型のみ 1件につき 700円 B型のみ 1件につき 200円 ・胃がん 1件につき 900円 ・大腸がん 1件につき 500円 ・肺がん 1件につき 200円 ・結核検診再読影 1件につき 200円 ・喀痰 1件につき 700円 ・子宮がん 1件につき 600円 ・乳がん 1件につき 300円 ・腹部超音波 1件につき 1,000円 ・骨粗鬆症 1件につき 700円 70歳以上 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 B型+C型セット 無料 C型のみ 無料 B型のみ 無料	検診料 70歳未満 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 B型+C型セット 無料 C型のみ 無料 B型のみ 無料 ・胃がん 1件につき 1,000円 ・大腸がん 1件につき 500円 ・肺がん 無料 ・子宮がん 1件につき 700円 ・乳がん 1件につき 500円 ・腹部超音波 1件につき 1,000円 ・前立腺がん 1件につき 500円 70歳以上 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 B型+C型セット 無料 C型のみ 無料 B型のみ 無料	対象者、検診機関、自己負担額、検査内容、実施方法が異なる。	合併年度は現行のとおりとし、翌年度より統一するよう調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料(15.3.31現在)
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 1件につき 400円</li> <li>・大腸がん 1件につき 200円</li> <li>・肺がん 1件につき 100円</li>   <li>・喀痰 1件につき 200円</li> <li>・子宮がん 1件につき 300円</li> <li>・乳がん 1件につき 200円</li> <li>・腹部超音波 1件につき 400円</li> <li>・骨粗鬆症 1件につき 200円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 無料</li> <li>・大腸がん 無料</li> <li>・肺がん 無料</li>   <li>・子宮がん 無料</li> <li>・乳がん 無料</li>   <li>・骨粗鬆症 1件につき 500円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 無料</li> <li>・大腸がん 無料</li> <li>・肺がん 無料</li> <li>・結核検診再読影 無料</li> <li>・喀痰 無料</li> <li>・子宮がん 無料</li> <li>・乳がん 無料</li> <li>・腹部超音波 1件につき 1,000円</li> <li>・骨粗鬆症 1件につき 700円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 1件につき 1,000円</li> <li>・大腸がん 1件につき 500円</li> <li>・肺がん 無料</li>   <li>・子宮がん 1件につき 700円</li> <li>・乳がん 1件につき 500円</li> <li>・腹部超音波 1件につき 1,000円</li> <li>・前立腺がん 1件につき 500円</li> </ul>		